

令和3年高取町議会第3回定例会会議録

招集年月日 令和3年 9月13日（月曜日）
招集の場所 高取町議会議場
開閉会日時及び宣言
開会 令和3年 9月13日 午前10時00分
閉会 令和3年11月15日 午前11時29分

出席議員（8名）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 番 | 森 | 川 | 彰 | 久 | 君 |
| 2 | 番 | 西 | 川 | 侑 | 壱 | 君 |
| 3 | 番 | 谷 | 本 | 吉 | 巳 | 君 |
| 4 | 番 | 松 | 本 | 圭 | 司 | 君 |
| 5 | 番 | 野 | 口 | 勝 | 也 | 君 |
| 6 | 番 | 新 | 澤 | 良 | 文 | 君 |
| 7 | 番 | 森 | 下 | | 明 | 君 |
| 8 | 番 | 新 | 澤 | 明 | 美 | 君 |

欠席議員（0名）

なし

会議録署名議員

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 番 | 森 | 川 | 彰 | 久 | 君 |
| 2 | 番 | 西 | 川 | 侑 | 壱 | 君 |
| 3 | 番 | 谷 | 本 | 吉 | 巳 | 君 |

職務のため出席した者

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 新 | 田 | 靖 | 幸 | |
| 書 | | | | 記 | 佐 | 々 | 木 | 一 | 雄 |

説明のため出席した者の職・氏名

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | | 長 | 中 | 川 | 裕 | 介 | 君 |
| 副 | 町 | 長 | 東 | | 扶 | 美 | 君 |
| 教 | 育 | 長 | 安 | 田 | 光 | 治 | 君 |
| 総 | 括 | 参 | 武 | 平 | 年 | 史 | 君 |
| 総 | 務 | 課 | 芦 | 高 | 龍 | 也 | 君 |
| 総 | 合 | 政 | 石 | 尾 | 宗 | 将 | 君 |
| 税 | 務 | 課 | 岸 | 本 | 資 | 之 | 君 |
| 住 | 民 | 課 | 米 | 田 | 晴 | 信 | 君 |
| 福 | 祉 | 課 | 榘 | 井 | 貞 | 男 | 君 |
| ま | ち | づ | 吉 | 田 | 宗 | 義 | 君 |
| 事 | 業 | 課 | 森 | 本 | | 修 | 君 |
| 会 | 計 | 管 | 中 | 島 | 佐 | 知 | 子 |
| 教 | 育 | 次 | 前 | 田 | 広 | 子 | 君 |

議事日程

令和3年 9月13日 午前10時00分 開議

- 1 会期の決定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 町長招集挨拶
- 4 発第1号 高取町議会特別委員会の設置について
- 5 発第2号 高取町議会特別委員会の設置について
- 6 発第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 7 発第4号 中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書の提出について
- 8 同第1号 高取町教育委員会委員の任命について
- 9 認第1号 令和2年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認第2号 令和2年度高取町水道事業会計決算の認定について
- 11 議第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 12 議第2号 令和3年度高取町一般会計補正予算（第4号）
- 13 議第3号 令和3年度高取町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 14 議第4号 令和3年度高取町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 15 議第5号 建設工事請負契約について
- 16 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（新澤良文君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年高取町議会第3回定例会を開会いたします。

議員各位におかれましては、議会運営に御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会の日程に入ります前に、本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について申し上げます。本定例会においては長時間の密閉空間を避けるため、適宜休憩を取り、議場の換気を行います。会議中はマスク等の着用をお願いいたします。また、発言時においては飛沫感染防止の観点から飛沫防止シールドを設置している壇上や質問者席等のみマスク等を外して御発言いただけます。傍聴人の方をはじめ、町議会に関わる皆様の健康と安全を最優先に考え、感染拡大防止につながる行動に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本会議に上程となります案件といたしまして、発議案件4件、同意案件1件、認定案件2件、議決案件5件並びに一般質問をお受けいたしますので、慎重なる御審議をお願いし、議員各位並びに理事者、管理職の皆様の御協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は8名中8名でございますので、本会議は成立いたします。

本日、決算認定に伴い、地方自治法第121条の規定により、川上代表監査委員の出席を求め、出席していただいておりますことを御報告申し上げます。

○議長（新澤良文君） 日程第1 会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、去る8月27日の議会運営委員会におきまして、本日9月13日から9月21日までの9日間と決定しておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本会期は本日から9月21日までの9日間と決定いたしました。

○議長（新澤良文君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、1番、森川議員、2番、西川議員、3番、谷本議員の3名を指名いたします。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（新澤良文君） それでは、日程第3 議会招集の御挨拶を中川町長よりお受けいたします。中川町長、御登壇願います。中川町長。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長（中川裕介君） おはようございます。開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は第3回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、傍聴の皆さんも多数お越しいただきまして、御礼申し上げます。

さて、本定例会で御審議いただく案件は、新型コロナウイルス感染症対策などの一般会計補正予算案をはじめ、特別会計補正予算案、令和2年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定などの諸議案でございます。どうぞ慎重に御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。ここで暫時休憩をいたしまして、全員協議会を開催いたします。議員各位におかれましては、2階集会室へお集まりくださるようお願い申し上げます。暫時休憩。

午前10時04分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（新澤良文君） 再開いたします。

それでは、日程第4 発第1号、高取町議会特別委員会の設置についてから日程第15 議第5号、建設工事請負契約についてまでを一括上程とし、これより提案理由説明をお受けいたします。

まず、議員提案であります日程第4 発第1号、高取町議会特別委員会の設置についての提案理由説明をお受けいたします。7番、森下議員、御登壇願います。

〔7番 森下 明君 登壇〕

○7番（森下 明君） 発第1号、高取町議会特別委員会の設置についての提案理由説明を申し上げます。

予算審査特別委員会を設置し、8名全員の議員により予算の内容について集中審議していくことがより効果的であるとの観点から、予算審査特別委員会を設置するものです。議員各位の御理解と御賛同をお願い申し上げます。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第5 発第2号、高取町議会特別委員会の設置についての提案理由説明をお受けいたします。7番、森下議員、御登壇願います。森下議員。

〔7番 森下 明君 登壇〕

○7番（森下 明君） 発第2号、高取町議会特別委員会の設置についての提案理由説明を申し上げます。

決算審査特別委員会を設置し、議員8名全員で決算内容等について集中審議していくことがより効果的であるとの観点から、決算審査特別委員会を設置するものです。議員各位の御理解と御賛同をお願い申し上げ、提案理由説明といたします。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第6 発第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての提案理由説明をお受けいたします。7番、森下議員、御登壇願います。

〔7番 森下 明君 登壇〕

○7番（森下 明君） 発第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての提案理由説明を申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染拡大は変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。このような状況において地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠であることを踏まえ、地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出を強く要望するものです。議員各位の御理解と御賛同をお願い申し上げます。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第7 発第4号、中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書の提出についての提案理由説明をお受けいたします。7番、森下議員、御登壇願います。

〔7番 森下 明君 登壇〕

○7番（森下 明君） 発第4号、中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書の提出についての提案理由説明を申し上げます。

新疆ウイグル自治区において、中国当局から人権弾圧が行われており、国際社会は深くその事態を憂慮しております。つきましては、その背景を踏まえ、中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書の提出を強く要望

するものです。議員各位の御理解と御賛同をお願い申し上げ、提案理由説明といたします。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。しばらくお待ちください。

次に、日程第8 同第1号、高取町教育委員会委員の任命について、及び日程第11 議第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、の提案理由説明をお受けいたします。中川町長、御登壇願います。中川町長。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長（中川裕介君） 高取町教育委員会の委員2名の任命について、議会の同意をお願いするものでございます。

まず、現在お務めでございます榊屋清美さんですが、令和3年9月30日に任期満了になることに伴いまして、新しい委員に更岡香織さんを任命させていただきたいという御提案でございます。更岡さんにつきましては、昭和56年1月19日生まれの満40歳、高取町大字清水谷1300番地の364にお住まいでございます。

簡単に経歴を申し上げますと、平成15年3月に大谷女子大学を御卒業され、平成15年4月から平成19年10月まで葛カトリック幼稚園で教諭として勤務をされております。また、平成27年4月から令和3年3月まで民間企業でお勤めをされた後、令和3年4月から再度、葛カトリックの幼稚園で教諭として勤務をされ、現在に至っております。また、令和元年度には高取町連合PTA会長をお務めいただきました。

続きまして、現在お務めでございます間裕子さんですが、令和3年12月2日に任期満了に伴いまして、引き続き再任をさせていただきたいという御提案でございます。間さんにつきましては、平成21年12月に高取町教育委員会の委員に御就任されてから、本町の教育行政に対しまして、大変御尽力をいただいております。4期目も引き続きまして御就任をいただきたいと思いますと考えております。間さんは、昭和24年4月23日生まれの満72歳でございます。高取町大字清水谷1047番地にお住まいでございます。

簡単に経歴を申し上げますと、昭和47年3月に奈良教育大学を御卒業され、昭和58年3月まで大和高田市立菅原小学校、また橿原市立白橿南小学校の教員として御活躍をいただきました。本町におきましてもリベルテホールのステージオペレーターとして10年間御活動いただきました他、高取町行財政改革審議会委員、高取小学校学校評議員、高取町介護保険事業計画委員会委員として御活躍いただきま

した。また、先ほど申し上げましたように、平成21年12月から教育委員会の委員に御就任をいただいております。

このとおり、お二人とも本町の教育委員として適任かと考えておりますので、議員各位の御賛同をいただきますように、よろしく願いいたします。

続きまして、人権擁護委員候補者の推薦でございます。人権擁護委員の候補者の御推薦の提案をさせていただきます。

現在、人権擁護委員を務めていただいております辻山堯英さんが令和3年12月31日をもって任期満了となります。引き続き御活躍をいただきたいということで、御推薦を申し上げるところでございます。辻山さんは、高取町大字上子島549番地の1にお住まいでございます。お生まれは昭和48年7月19日生まれの48歳でございます。

簡単に経歴を申し上げますと、叡山学院大学と佛教大学文学部仏教学科の通信教育課程を平成8年3月に同時に御卒業後、同年4月には宗教法人三千院に御就職されました。平成28年12月からは宗教法人宗泉寺の代表役員となられ、現在住職として御活躍をいただいております。また、平成31年4月から高取町の農業委員会の委員としても御就任をいただいております。平成31年1月から人権擁護委員として御活躍をいただいております。2期目も引き続き御推薦を申し上げるところでございます。議員各位の御賛同を何卒よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。しばらくお待ちください。

次に、日程第9 認第1号、令和2年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第15 議第5号、建設工事請負契約について、までの提案理由説明をお受けいたします。東副町長、御登壇願います。東副町長。

〔副町長 東 扶美君 登壇〕

○副町長（東 扶美君） それでは、本定例会に上程いたします議案の提案理由について御説明を申し上げます。

案件は、日程第9から日程第10、日程第12から日程第15まで、認定案件2件、議決案件が4件の合計6件でございます。なお、別途配付いたしております第3回定例会提案理由説明資料に各議案の概要をまとめておりますので、御覧ください。また、議案の詳細につきましては、後日各委員会において関係課長から御説明をさせていただきます。

最初に、日程第9 認第1号、令和2年度高取町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、でございます。地方自治法第233条第3項の規定により、

令和2年度高取町一般会計、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、学校給食特別会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算につきまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、日程第10 認第2号、令和2年度高取町水道事業会計決算の認定について、でございます。地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度高取町水道事業会計の決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、日程第12 議第2号、令和3年度高取町一般会計補正予算（第4号）でございます。今般、補正予算を編成すべき必要が生じたので、補正予算（第4号）により歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。まず、補正予算額として歳入歳出それぞれを7,927万3,000円増額するものでございます。歳入の補正は、お手元資料の財源内訳に記載のとおりでございます。これによりまして、補正後の一般会計予算総額は37億176万6,000円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程第13 議第3号、令和3年度高取町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。今般、補正予算を編成すべき必要が生じたので、補正予算（第2号）により歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。まず、補正予算額として3,200万円を増額補正するものでございます。歳入の補正は、お手元資料財源内訳に記載のとおりでございます。補正後の予算総額は8億7,127万7,000円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程第14 議第4号、令和3年度高取町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。今般、補正予算を編成すべき必要が生じたので、補正予算（第1号）により歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。保険事業勘定の補正でございます。まず、補正予算額として293万7,000円を増額補正するものです。歳入の補正は、お手元資料の財源内訳に記載のとおりでございます。補正後の予算総額は9億2,397万7,000円となります。

次に、介護サービス事業勘定の補正でございます。補正予算額として35万4,000円を増額補正するものです。歳入の補正は、お手元資料の財源内訳に記載のとおりでございます。補正後の予算総額は472万3,000円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

最後に、日程第15 議第5号、建設工事請負契約について、でございます。公

共下水道整備に係る建設工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が上程案件の概要、提案理由説明でございます。御審議のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。しばらくお待ちください。

○議長（新澤良文君） それでは、日程第4 発第1号、高取町議会特別委員会の設置について、を議題といたします。

議案書朗読を局長にお願いいたします。新田局長。

○事務局長（新田靖幸君） 発第1号、令和3年9月13日提出。高取町議会議長、新澤良文様。提出者、高取町議会議員、森下 明。賛成者、高取町議会議員、松本圭司。

次の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び高取町議会議規則（昭和31年12月高取町規則第3号）第12条の規定により提出します。

高取町議会特別委員会の設置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第1項及び高取町議会委員会条例（昭和31年9月高取町条例第54号）第5条の規定により、次のとおり特別委員会を設置しようとするものである。

記、高取町予算審査特別委員会、委員8名。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 本案は全員協議会で確認している事項であります。質疑、討論は省略させていただきます。

上程となっております本案を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、高取町予算審査特別委員会の委員の発表を局長より行います。新田局長。

○事務局長（新田靖幸君） 1番、森川議員、2番、西川議員、3番、谷本議員、4番、松本議員、5番、野口議員、6番、新澤議員、7番、森下議員、8番、新澤議員、以上8名の委員でございます。

○議長（新澤良文君） 次に、予算審査特別委員会の正副委員長につきましては、全員協議会におきまして正副議長に一任をいただいておりますので、ただいまより発

表させていただきます。

委員長に 7 番、森下議員、副委員長に 4 番、松本議員を指名いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第 5 発第 2 号、高取町議会特別委員会の設置について、を議題といたします。

議案の朗読を局長にお願いいたします。新田局長。

○事務局長（新田靖幸君） 発第 2 号、令和 3 年 9 月 13 日提出。高取町議会議長、新澤良文様。提出者、高取町議会議員、森下 明。賛成者、高取町議会議員、松本圭司。

次の議案を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び高取町議会会議規則（昭和 31 年 12 月高取町規則第 3 号）第 12 条の規定により提出します。

高取町議会特別委員会の設置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 1 項及び高取町議会委員会条例（昭和 31 年 9 月高取町条例第 54 号）第 5 条の規定により、次のとおり特別委員会を設置しようとするものである。

記、高取町決算審査特別委員会、委員 8 名。以上でございます。

○議長（新澤良文君） それでは、本案も全員協議会で確認している事項でございますので、質疑、討論は省略させていただきます。

上程となっております本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

それでは、高取町決算審査特別委員会の委員の発表を行います。局長より、よろしくお願ひします。新田局長。

○事務局長（新田靖幸君） 1 番、森川議員、2 番、西川議員、3 番、谷本議員、4 番、松本議員、5 番、野口議員、6 番、新澤議員、7 番、森下議員、8 番、新澤議員、以上 8 名の委員でございます。

○議長（新澤良文君） 次に、決算審査特別委員会の正副委員長につきましては、全員協議会におきまして正副議長に一任をいただいております。したがって、ただいまより発表させていただきます。

委員長に 7 番、森下議員、副委員長に 2 番、西川議員を指名いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第6 発第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、を議題といたします。

お諮りいたします。議案書の朗読を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。それでは、省略いたします。

本案は全員協議会で確認している事項でありますので、質疑、討論は省略させていただきます。

上程となっております本案を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第7 発第4号、中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書の提出について、を議題といたします。

お諮りいたします。議案書の朗読を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。それでは、省略いたします。

本案は全員協議会で確認している事項でありますので、質疑、討論は省略させていただきます、上程となっております本案を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第8 同第1号、高取町教育委員会委員の任命について、を議題といたします。

議案の朗読を求めます。芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 失礼いたします。同第1号、高取町教育委員会委員の任命について、次の者を高取町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定によ

り議会の同意を求める。令和3年9月13日提出。高取町長、中川裕介。

記、1、住所、奈良県高市郡高取町大字清水谷1300番地364。2、氏名、更岡香織。3、生年月日、昭和56年1月19日。1、住所、奈良県高市郡高取町大字清水谷1047番地。2、氏名、間裕子。3、生年月日、昭和24年4月23日。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 本案は人事案件でございますので、質疑、討論は省略させていただきます。

それでは、上程となっております本案を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第11 議第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、を議題といたします。

議案の朗読を求めます。芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 失礼いたします。議第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。令和3年9月13日提出。高取町長、中川裕介。

記、1、住所、奈良県高市郡高取町大字上子島549番地1。2、氏名、辻山堯英。3、生年月日、昭和48年7月19日。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 本案は人事案件でございますので、質疑、討論は省略させていただきます。

それでは、上程となっております本案を原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） それでは、議第2号から議第4号については予算審査特別委員会に、認第1号及び認第2号については決算審査特別委員会に、議第5号につい

ては総務経済建設委員会に付託することにいたします。

各委員会及び明日以降の日程を局長より報告させます。新田局長。

○事務局長（新田靖幸君） 報告いたします。予算審査特別委員会は9月14日午前10時から。総務経済建設委員会は9月15日午前10時から。教育厚生委員会は9月15日総務経済建設委員会終了後。決算審査特別委員会は9月16日午前10時から並びに9月17日午前10時から。本会議閉会は9月21日午前10時からでございます。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 以上のおりでございます。各委員会におかれましては慎重なる御審議をお願い申し上げます。

なお、21日の本会議におきまして、各委員長より報告をお受けいたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（新澤良文君） それでは、日程第18 一般質問をお受けいたしますが、ここで休憩を取らせていただきまして、11時ちょうどより一般質問を再開いたします。休憩。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（新澤良文君） それでは、再開いたします。

日程第18 一般質問をお受けいたします。

一般質問は議会運営上の申合せにより進めたいと思います。議員各位の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、最初の質問及び回答は壇上で行い、再質問、回答は質問者席及び自席でお願い申し上げます。また、質問者の持ち時間は30分でございます。終了5分前になりましたら合図をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。なお、質問者の持ち時間である30分が余った場合は、関連質問をお受けいたします。

それでは、通告書にございました1番、森川議員の発言を許します。1番、森川議員、御登壇願います。

〔1番 森川彰久君 登壇〕

○1番（森川彰久君） 質問させていただきます。1、前植村町政について。（1）高取町土地開発公社が提起した訴訟の控訴審で合意された和解条項について、中川町長の御所見をお尋ねします。

(2) 林地開発について。先般、7月3日、静岡県熱海方面で記録的な豪雨による土石流が発生し、甚大な被害が発生しました。犠牲になられた方々には心から哀悼の意を表し、謹んでお悔やみ申し上げます。現地では、土石流の原因について検証が行われているところですが、原因として取り沙汰されている1ヘクタール未満で林地開発の許可を得ていない上流の盛土について、静岡県副知事は届出の高さを超え、工法が不適切だったと違法な盛土が災害の原因との見解を示されました。8月24日、奈良県は林地開発された計30か所、無許可の9か所などについて、月内をめどに調査を終え、安全性を判定すると発表されました。現在、高取町大字市尾地区、谷田地区において行われている林地開発は、どのような判定となったのでしょうか。

(3) 重粒子線がん治療施設について。今後の取組について具体的な提案ができるのはいつ頃になるのでしょうか。

(4) 近鉄壺阪山駅前整備事業については、事前に通告していましたが、地元の野口議員が同様の質問をされますので、私の質問は割愛いたします。お取り計らいくださいますようお願いいたします。

2番、高取町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について。前述しました林地開発では、大量の物質が現地に搬入されています。現行法で適用除外となっている森林法による林地開発、他多数の事業などを見直して改正する必要があるのではないのでしょうか。中川町長の御所見をお尋ねします。

3番、都市計画の見直し、区域指定、地区計画などについて。高取町は約95.4%が市街化を抑制する市街化調整区域です。高取町にお住まいの方が市街化調整区域で個人住宅を建築するには、分家住宅（分家）、分家住宅（過疎化対策）先ほど、農家住宅です、申し訳ない。また、高取町にお住まいでない方も建築が可能な合法的な既存建築物の建て替えなどが該当しますが、それぞれに定められた要件があります。このような規制の下では中川町長の政策、地方創生まち・ひと・しごと、人口増、税収増を推進するには少し無理があるのではないのでしょうか。中川町長の御所見をお尋ねします。よろしくようお願いいたします。

○議長（新澤良文君） それでは、ただいまの質問に対する回答をお受けいたします。芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 失礼いたします。私の方からは、1、前植村町政について、（1）高取町土地開発公社が提起した訴訟、控訴審和解調書ということで、事

前に通告していただきました質問に沿って回答をさせていただきますので、御理解
よろしくお願いいたします。

まず、質問の①番なんですけども、答弁された水質検査の年月日、委託した企業、
検査結果についてお答えくださいと。

○1番（森川彰久君） 議長。

○議長（新澤良文君） ちょっと待ってください。まだ答弁。

○1番（森川彰久君） この答弁求めてないです。

○議長（新澤良文君） 取りあえずちょっと。

○総務課長（芦高龍也君） 回答させていただいてよろしいですか。それでは、すみ
ません、事前にいただいた回答をさせていただきます。

1、水質検査の年月日においては、平成25年5月28日。委託した企業は奈良
県景観・環境総合センターで、検査結果においては、総水銀、全シアン、六価クロ
ム、鉛、カドミウム、ヒ素の健康6項目を検査した結果、水質汚濁に係る環境基準
値以下の検査結果でした。

二つ目、②なんですけども、平成24年度初めの高取町土地開発公社の債務残高
及び現在債務残高、年間返済額は幾らですか、また本件裁判で弁護士に支払った費
用の総額は幾らですか、という質問なんですけども、回答といたしましては、平成
24年、年初めの債務残高は7億273万5,000円、現在、令和2年度決算の
債務残高は3億1,942万5,000円、年間返済額は、令和2年度決算では4,
259万円です。

本件裁判で弁護士に支払った費用は総額で2,750万円です。

質問の③になります。本件裁判でY商事は当事者なのでしょうか、将来において
Y氏が債務が生じた場合、時効、債務継承などについてどのように対処されるので
しょうか、という質問なんですけども、③本件裁判は個人に行った裁判なので、Y
商事さんは当事者ではございません。また、Y氏に債務が生じた場合におきまして
は、和解条項を確認し、公社理事会や弁護士と相談させていただきまして、対処を
したいと思います。

④産業廃棄物の処理費用を要すること無価値と言えるということについて御所
見をお願いしますということでしたので、回答といたしましては、④奈良市の判例
を含めて、状況も踏まえまして、改めまして勉強させていただきたいと思いたすの
で、御理解よろしくお願いいたします。

続きまして、⑤兵庫大字及び隣接地の地権者に対し、何らかの申出、意見聴取も

なかったことについて御所見をお願いいたしますということ、質問なんですけども、当時なぜ近隣の地権者に対して申出や意見聴取などを行わなかったのかということにつきましては、過去の書類などを確認いたしました、事実関係などがわからず、申し訳ございませんが、わからないということになります。わかりませんでした。

続きまして、⑥兵庫大字から提出されました決議書について回答を求めますという内容ですけども、昨年10月30日に当時、兵庫大字区長様、現森川議員さんから提出されました決議書におきましては、前植村町長が亡くなられたことに伴いまして、新町長に引き継ぎを行うということで、少し時間をいただきたいということで、待っていただいていたということをお願いしてまいりました。年が明けた1月から新型コロナウイルス感染症が蔓延し、緊急事態宣言が発令され、その後に5月から新型コロナワクチン接種や6月に町議会議員選挙などが重なり、なかなか公社理事会が開催することができませんでした。本当に大変申し訳ございませんでした。

また、7月に新しく議会議員の代表であります新理事が選出されましたので、今定例会終了後、速やかに理事会を開催いたしまして、決議書に対する意見をお伺いしながら協議していきたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。また、回答につきましては、公社理事会終了後、回答させていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

私の方からは以上です。

○議長（新澤良文君） ちょっと待って、ここで森川議員の方から、副議長の方から事前に通告書がございましたので、細かく丁寧な回答を求めるために事前通告がございましたが、壇上での質問の回答を先にいただいた上で、再質問等々で質疑したいという申出がございましたので、その分をお願い申し上げます。

なお、壇上で質問された分に対する回答をまずはよろしくお願い申し上げます。

ちょっとここで暫時休憩させていただきます。

午前11時14分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） お答えいたします。高取町の土地開発公社の提起の関係、和解条項でございます。何せ古いことでございますので、私もしっかりまたその時の事情も含めまして、勉強させていただきたいというふうに思っております。

林地開発の関係でございます。詳細はまた後ほど課長から御答弁をさせていただきます。

くということで御了解いただいたらと思います。

あと、重粒子線の関係でございますけども、今、元々健幸の森につきましては筒井町長、また植村町長さん、いろいろ御尽力いただいたんですが、ただかなりまだ何も進展していないということかなというふうに思っております、ただ、今までのそういう形で投資をいろいろしてきたんですけども、そのやはりかなりまだ十数億、20億弱の投資をしております、実はまだ起債の償還もまだまだ終わっておりません。

ただ、重粒子線のあの場所につきましては、6月議会のときに新澤議長の方からあそこを有効活用したらどうかという御提案もいただいております。私も丁度、高取バイパスが開通いたします。少し時間かかると思います。御所インターから御所高取バイパスで、高取バイパスという形で出てくると思うんですけども、そういうような地の利、それと御存じのように、緑の多い自然の豊かな場所なんで、そういうふうな、もともとあそこは公園の、都市公園の認定をいただいております。そういうことも踏まえまして、いろんな財政状況、当然財政状況も勘案しながら、それともう一つ、将来の何がいいのかなと、将来予測も考えながら、それと民間との連携ということも視野に入れて、ちょっと慎重にじっくり考えていきたいというふうなことでございました。具体的にちょっと時期はどうかということなんですが、しばらくそういう形で見極めていきたいというふうに思っております。

それと、土砂の埋立ての規制の関係でございます。森林法の関係で、許可エリアは基本的に県になりますので、県でそういうふうなこと、材料等をいろいろ追加をお願いするように要望していきたいということで、詳細は課長からまた御説明をさせたいと思っておりますけど、あと、土砂の埋立ての関係で条例がございます。条例につきましても今の状態で、その環境関係についての基準というか、そういう項目が入っていないので、他の市町村でそういうふうな項目につきまして、入っているところもあるかどうかも含めまして、ちょっと勉強させていただいて、対応できるところは対応させていただいたらというふうに思っております。

都市計画の見直し、議員おっしゃることはもう十分御理解させていただいております。実は私も昨年の3月まで奈良県で産業振興部長を拝命しております、お仕事をさせていただいていた。私は元々、企業誘致を推進する所属ですので、立場なので、奈良県の土地規制の担当者とはよく議論といいますか、言い合いをしていたというのが実態です。なかなかね、産業企業振興、企業誘致、例えばそういった、もうあまり住宅は要らんかわからないですけど、企業誘致にとっては規制ってなかなか厳

しいものなんです。実際、私もわかってます。

ただ、いっぺんに言うてもなかなか進まない。国のレベルの話もございますので、できるだけ実現可能な事項について、実現可能な方策をもって、少しずつでも進めていかないと、これ全く変わらないと思いますので、そういう意味で、夢みたいな話をいっぱいするのは可能なんですけど、なかなか実現しない。そんなことよりも着実に、地道に都市計画については変えられる、今の規定の中でいろいろ勉強させてもらって、考えられることがあったらということで、議員からまた御提案いただいているものもございますので、詳細はまた課長の方から御説明をさせていただきたいと思っておりますが、そういう形で御理解いただいたら、ちょっと答弁がうまくできているかどうかわかりませんねんけども、それで詳細についてはまた後ほど課長の方から御説明させていただきますので、よろしく願いしておきます。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） 再質問させていただきます。なお、着席で質問すること、また質問内容については住民目線で丁寧に説明しますので、項目別をお願いします。また、項目内の質問は。

○議長（新澤良文君） 森川議員、質問する時は立ってお願いします。

○1番（森川彰久君） ずっと立ってですか。はい。なお、質問内容については住民目線で丁寧に説明しますので、項目別をお願いいたします。また、項目内の質問は、①、②と発言して質問させていただきます。それで、先ほどの補足説明ですが、突然出した質問ではございません。事前通告の中の一つをタイトルとして挙げているだけですので、答えられない内容ではなかったことを伝えておきます。

1、前植村町政について。あのとき土地開発公社が提起した訴訟、控訴審、和解調書、高取町土地開発公社が実施した新市街地開発計画に係る地権者のうち、代金を受領して物件を引き渡さないY氏に対して売買代金の返還を求めた裁判で、平成23年7月13日、被告は原告に対して10億9,800万円及びこれに対する平成19年11月21日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払えとの全面勝訴判決がありました。

裁判の証人（抜粋）で、元筒井町長は次のように証言されました。再三にわたって会社に行き、社長と面談して、早く立ち退いてください、元に戻してくださいと引渡しを求めた。毎年行って、今年は立ち退くという約束が数年に亘ったが、約束は守らないので、法廷に持ち込む最終的結論として、文書で正式に送った。開発の

事前協議は通ったが、契約造成工事に着手するのが、奈良県からYの土地は産廃搬入の問題があるので早く解決するようにと何度も指導があった。奈良県が、通学路でもあり、また産廃を燃やしているとの住民からの申出で現地調査に来た。その後、Y氏は控訴しましたが、平成24年6月5日大阪高等裁判所で和解が成立しました。

平成25年12月10日開会の高取町議会で、新澤良文議員の和解は不可解だとの質問に対し、前植村町長は以下のとおり答弁（抜粋）されました。開発公社の土地の外の部分にあるのではないかと、少し疑いを持っている。森下議長から、茶色い水がにじみ出ているから1回検査をしたらどうかと指摘があり、検査したが、毒性のもの、化学的なものが含まれているという検査結果がない。和解の覚書の中に、Y商事が占有していた土地に産業廃棄物が発見されたときは先方の費用でしっかりと廃棄処分をする、Y氏並びにY商事には対応する能力があると判断しております。Y氏には現実的には不可能だから、その代わり土地は返しますよ、このような追加説明をさせていただきます。

そして、答弁は先ほど芦高課長から先にいただきましたので、あと補足説明としまして、私たちの年代は夏場には遊び場として見佐池で水泳をしたものです。当時は魚も泳いでおり、透明性があったんですが、産廃搬入後は突然池が一面茶褐色に染まる事態となりました。

本日、私は住民から付託された町会議員として質問させていただいていますが、平成20年、同じく25年、さらに26年8月には公民館に4名の町会議員を招いた会合等々で申し述べて解決を期待したのですが、今日まで高取町当局から解決に向けた具体的な提案、行動等は全くありません。和解条項についても約11億円に金利まで支払えとの判決が、僅か8,000万円。先ほど説明のあった弁護士費用を引いた残額はさらに減ります。また、現地の破壊された里道など、整地完了確認も不十分。産廃が埋まった昔の土地を返してもらって合意。高取町には未だに多額の残額が残り、債務残高があり、毎年その返済が続いている。不当利得の判断があったとしても、和解ではなく判決を得るべきではなかったのでしょうか。

一般論として、公務所は特定の個人、企業のための利益防衛組織であってはならないのです。これだけは、はっきり言うときます。今日は議場に大字役員の皆さんもたくさん傍聴に来られていますので、私が解決するとの中川町長の強い決意を、この項目でお願いできないでしょうか。

○議長（新澤良文君） ただいまの質問に対する回答を誰がするの。

○1番（森川彰久君） 町長、町長。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 土地開発公社の訴訟提起の関係につきましては、先ほど言いましたように、ちょっと私もこれかなり古いことでございます。ちょっとしっかり勉強させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） ちょっととても理解し難い答弁でなかろうかな、と思います。しかし、時間がないので次へ入ります。

（2）林地開発、別添資料を御参照ください。高取町の森林面積1,691ヘクタールのうち、76.6%は森林法に基づく林地開発の対象となる森林整備計画面積1,296ヘクタールであります。①森林法に基づく林地開発許可制度の趣旨、対象となる開発行為及び許可基準の要点について、お尋ねします。そして、現在、高取町大字市尾地区、谷田地区において行われている、Y商事株式会社による林地開発についてお尋ねします。

本件林地開発許可は、高取町の意見聴取、農林水産部長、農林部長の現地調査などから、森林審議会の意見聴取を得て許可となっておりますが、高取町の回答から、中一日で国の現地調査、奈良県の森林審議会の意見聴取をされたのか。かつ、長期休暇もある中で、実質34日（休日を除く）は、開発区域が5万5,906平方メートルもの大規模開発としてはあまりにも速いスピード決裁と言えます。現地には8月31日現在まで180日間として、実に約45万9,000立方メートル、資材置場面積1万3,536平方メートルでは、高さが約33.84メートルになる状態まで既に何らかの物質が搬入されていることとなります。

②これらの大量物質は一体どのような成分で、どこから搬入されているのでしょうか。なお、本件林地開発許可には次のような条件（抜粋）がつけられています。一つ、第3項、職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合、これを拒否しないこと。

③僅か半年間で山ほどの大量物質が搬入されている状況の中、現地調査は何度実施されたのでしょうか。また、現地調査には高取町の担当課も同行されたのでしょうか。一つ、第9項、6か月前に開発行為の施行状況について知事に報告書を提出すること。

④本件林地開発の場合、6か月毎（指導要綱では3月1日、9月1日現在）の報告書では、間隔が開き過ぎて不十分ではないでしょうか。一つ、第15項、盛土に建設汚泥処理土（建設汚泥を中間処理し、その性状を改良したもの）または工場跡

地で有害物質に汚染されたおそれのある土壌を使用する場合は、土壌環境基準に適合していることを確認の上、使用すること。

⑤このような条件は、他市町の林地開発許可に付けられるのでしょうか。

⑥これでは林地開発本来の趣旨ではなく、産業廃棄物の管理型を改良したという物質などを搬入することを前提とした処分場ではないでしょうか。仮定論として、環境省が2045年までに福島県外での最終処分を完了される計画という中間貯蔵施設に搬入される膨大な除去土壌、もしくはPCB、ポリ塩化ピフェニル、絶縁油として使用したトランス、コンデンサなどの産業廃棄物処理事業で自ら処分するか、他人に処分を委託されたものなどなど、もしくはそれらに類似する物質である可能性があり得るのではないのでしょうか。

⑦土壌環境基準に適合していることを、誰が、いつ、どのように確認するのでしょうか。

⑧前植村町長の意見書の回答には、地元自治会、地権者などと十分協議してくださいとありますが、Y商事は十分な話をされたのでしょうか。

⑨奈良県森林審議会の委員の皆さんに対し、第15項の説明をされたのでしょうか。

⑩奈良県から高取町に対し、第15項の説明があったのでしょうか。

⑪本件林地開発敷地内の公共用地（里道、水路）について、高取町はY商事に対し、平成29年12月15日から立会いを行い、7月18日、払下げ等各申請を受理しました。本件林地開発土地の確定測量を法務局に提出するには、申請地及び隣接地の地権者、自治会、水利代表等、利害関係者全員の立会い、同意が必要ですが、開発区域の周辺に隣接する丹生谷大字の同意がありません。それについて高取町は、6月6日、谷田の管理区域であるとした旨の報告書を受理して処理しています。法務局は、高取町が受理したことに準じて処理されたものと思われまます。水路廃止についても丹生谷大字は本件林地開発に接続し、曾我川までの下流水域地区として重要な事案であり、高取町は十分な説明、意見の同意を確認した上、処理するべきですが、なぜか同意がありません。前述のとおり、丹生谷大字の同意を求めるのが正論ですが、不要とした根拠をお尋ねします。

⑫Y商事が本件林地開発で搬入する物質等の搬入先、品目、成分等について、発生元証明書の提出、また現地の立入調査等を求めることは政治の責務ではないでしょうか。高取町は未然に防止するため、新たな条例制定に着手するべきではないでしょうか。御所見をお尋ねします。

⑬開発申請時の事前協議に必要な地元同意について。申請者は、開発計画及び周知計画に基づく地元説明会の開催を行い、説明会の開催後、自治会から生活環境の維持に関する意見書の提出を求めた上、その意見書を添付すべきではないでしょうか。また、申請地が大字境界に接する場合は、その隣接自治会の同意も提出するようにすべきです。御所見をお尋ねします。

⑭文化財遺跡図では、本件林地開発の敷地内に多数の古墳が散在するとありますが、開発工事による埋没するまで十分な遺跡調査は実施されたのでしょうか。

⑮高取町が現行の制度を変えずに、何らの防止策を講じないでいることは、住民の皆さんの慢性的な不安を払拭することはできず、ひいては中川町長が目指される政策、生き生きと暮らせる、健やかに住み続けたいとなる高取町とは大きなギャップが生じることになるのではないのでしょうか。本件は、高取町には重大な事案ですので、速やかに現地調査をすること、条例改正などに着手することに中川町長の明確な御決意をお聞かせください。

○議長（新澤良文君） ただいまの質問に対する回答を、吉田まちづくり課長。

○まちづくり課長（吉田宗義君） それでは、失礼いたします。森川議員の御質問に対しまして、まちづくり課の部分を御回答させていただきます。

（１）前植村町政についての（２）林地開発について、の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

まず、①の森林法に基づく林地開発制度の趣旨、対象となる開発行為及び許可基準の要件について、でございますが、許可の対象となる森林については、地域森林計画対象の民有林で、土石または木の根を掘り出したり、林地を開墾するなどの土地の形質を変える行為であって、開発面積の対象規模が１ヘクタールを超えるものを言います。開発工事の適否については、森林の有する公益的機能が損なわれるおそれがないかどうかについて、災害の防止、水害の防止、水資源の確保、環境の保全の４つの基準により審査され、これは奈良県知事が許可をするものです。

次に、②でございますけども、②番につきましては、県が所管されているものであり、町は関知をしておりません。

次に、③番についてですが、大量の物質が搬入されているということで、県に確認をしましたが、個別の内容については県からの回答はできないということでした。なお、県の依頼により本町が現地調査に同行したことは、今のところございません。

次に、④番についてですが、こちらにつきましても県が所管されているものであり、町が回答する内容ではございませんので、よろしく申し上げます。

次に、⑤番になります。県に確認しましたところ、他の林地開発許可にも第15項の内容につきましては付しているということで回答をいただいております。

次に、⑥について、でございますけれども、内容としましては、資材置場のための林地開発ということで、本町は認識をしております。

続きまして、⑦番について、でございますが、こちらにつきましても、県が所管されているものであり、町が回答する内容ではございませんので、よろしくお願いいたします。

次に、⑧番につきましても、同じく県が所管されているものであり、町としては関知をしております。

次に、⑨番についてですけれども、奈良県から奈良県森林審議会には報告はされたということでお聞きをしております。

次に、⑩番、町に対して15項の説明があったか、ということですが、なかったと認識をしております。

続きまして、⑪番についてですが、こちらにつきましても、県の所管されているものであり、県が対応する内容であると思われますので、よろしくお願いいたします。

⑫につきましましては、後ほど事業課の方から報告ございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、⑬番についてですが、こちらも県の所管でありますので、町が回答する内容ではございませんので、よろしくお願いいたします。

あと、⑭番につきましましては、後ほど教育委員会の方から報告があると思います。

⑮番につきましても、後ほど住民課の方から御報告があると思いますので、よろしくお願いいたします。

一応、まちづくり課に該当するものにつきましては、ただいまの御回答とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

○事業課長（森本 修君） 事業課の森本です。林地開発についての11、里道、水路の用途廃止の件についての御質問に対し、私の方からお答えさせていただきます。

御質問のとおり、市尾、谷田林地開発区域内については一つの水路を残し、その他の里道、水路については平成30年7月18日に用途廃止しました。御指摘のとおり、市尾、谷田大字の区長及び水利代表者の同意はいただいておりますが、丹生谷大字の同意はいただいております。その経緯につきましては、谷田大字の区長より、この区域については地番区域は丹生谷であるが、谷田大字の管理区域である

という申出がありました。これを受けて、丹生谷大字区長と協議を行いました。その結果、当該地については谷田大字でおおむね了承いただいたと認識し、隣接地の同意もいただいて用途廃止させていただきました。

○議長（新澤良文君） 前田教育次長。

○教育次長（前田広子君） 失礼します。1番、森川議員の、1の（2）林地開発の⑭文化財調査について、お答えいたします。

林地開発敷地内は奈良県遺跡地図によると、開発予定地に16か所の古墳が記載されていました。平成30年5月30日に現地を踏査すると、古墳及び中世山城と考えられる遺構が20か所確認されました。確認された遺構は、谷田スガマ古墳群と名づけ、開発業者との埋蔵文化財の取扱いについての協議を開始いたしました。20基の古墳や中世遺構のうち、開発に伴い削平を受ける古墳は、当初6基となり、その後、平成30年6月14日の交渉で、南側の開発のための進入路にあった古墳2基と、南側、北側、各1基を変更設計に伴って除き、最終対象となる古墳は2基となりました。

その2基は主体部から延びる丘陵尾根上にあり、削平が免れないということで、発掘調査受託契約を平成30年11月12日に開発業者と締結し、11月20日から平成31年3月8日までの期間で約500平方メートルの発掘調査を行いました。調査の結果、調査前に古墳と考えられていた2基は、長さ10メートルをはかる円墳の1基と、1.5メートルをはかる飛鳥時代のものと考えられる古代墓1基の検出でした。出土遺物は予想していたよりも少なかったですが、調査については時間をかけ、行っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） ちょっと待ってください。まだこれは住民課の、ちょっと待って、住民課の答弁。米田住民課長。

○住民課長（米田晴信君） 失礼します。住民課の米田です。私の方からは林地開発についての⑫、⑬、それから大きい2番目の高取町土砂等による土地埋立て等の規制に関する条例について、一括して回答させていただきます。

まず、森林法やその他法令による許可は奈良県でございまして、その奈良県が許可している事業につきましては町条例で規制することは難しく、許可権者であります奈良県に対し、土砂の発生元証明書提出義務の許可条件への追加や、不正な土砂搬入等による立入調査については、責任を持って対応するよう要望してまいりたいと思います。

また、現在の高取町の土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例につきま

しては、制定当初、勝手に土砂を積ませないことを目的として制定した条例でありますので、例えば搬入土砂の土壌基準など、環境に関する規制部分につきまして、県内の市町村の条例なども調査し、精査していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） まあ、テレビで国会見せておっても同じようなことですが、私がいくら住民目線の質問をしても、回答がこんな感じの答弁というんですかね、これではとても住民の皆様方が納得されるような答弁とは言えません。特に奈良県は。

米田課長から2番の大きい回答、答弁もありましたので、先に付け加えさせていただきますが、森林審議会のメンバーも11名おられるんですが、私11名もおられたら、こういうような問題を厳しく追及してもらえやろうと期待もしておったんですが、森林審議会の規定をよくよく見れば、その中の林地開発に関する部会で決定されるようになって、たったの5人。委員同数の、意見が同数の場合は議長が決する。要は3人の方が納得したら、もうこのこんな重大な問題、奈良県は可決するんですよ。

だから、地元同意というのは、地元が、もう区長さんが住民の意思に反して押されたら、もう止めようがないですよ。それを何とか止めようと提案しとんのが私のこの条例の改正なんです。そういう点を住民目線で回答というのは、そういう目線に立った回答をしていただくのが住民目線の回答なんです。質問して官僚答弁でなく、そういう回答を皆さんは待っておられるんですよ。そのように認識していただきたいと思えます。

そしたら、2番、飛ばしたら駄目ですね、議長、ほんなら（3）番、重粒子線がん治療施設、本年5月の広報のお知らせでは、公園内に設置できる公園施設は都市公園法で定められており、健幸の森公園は都市公園であることから、都市公園法の規定により公園内に建設することができません、との内容についてお尋ねします。

①都市公園法の規定については、受託したコンサルタント会社が高取町と受託契約を締結する事前段階で、指摘すべきことではないでしょうか。

②高取町がコンサルタント会社などに支払った金額は、いくらでしょうか。

③多額の公金を投入するには、竣工までを担保された計画であるべきではないでしょうか。お答えください。

○議長（新澤良文君） 石尾課長。

○総合政策課長（石尾宗将君） 失礼します。それでは、総合政策課の石尾からただ

いまの森川議員の御質問について回答をさせていただきます。

まず、質問の一番目です。都市計画法の規定について、受託したコンサルタント会社が高取町と委託契約を締結する事前段階で指摘するべきことではないか、との質問でございます。重粒子線がん治療施設の誘致は、高取健幸の森公園周辺地区における、県と町とのまちづくり連携協定に基づき進めてまいりました事業でございます。御指摘のとおり、平成28年度の事業検討開始段階から専門家会議で指摘を受けており、現行の法規では都市公園内に重粒子線がん治療施設を誘致できないことから、国家戦略特別区域の規制緩和による誘致を目指したものでございます。

続きまして、質問の二つ目です。コンサルタント会社に支払った金額はいくらかとの御質問でございます。平成28年度から令和3年度まで6年間で約5,000万円でございます。なお、このうち約2,100万円は、国の地方創生推進交付金を活用しております。

続きまして、質問の三つ目でございます。多額の公金を投入するには、竣工までを担保された計画であるべきではないかとの御質問でございます。本計画は、地方創生推進交付金を活用いたしまして、重粒子線がん治療施設を誘致するための検討を行ってまいりました。しかしながら、結果的には重粒子線がん治療施設の誘致には至らなかったということでございます。私からは以上でございます。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） 次に、二番、答弁は米田課長、先ほどいただいておりますので、質問だけ朗読させていただきます。高取町土砂等による土地の埋立てなどの規制に関する条例について、本年3月議会で中川町長は、産業廃棄物最終処分場については必要でない、反対していくと、前植村町長の答弁と全く同じ考えであると答弁されました。私は、現代社会において産業廃棄物処分場は不法投棄の廃絶、資源の再活用などの観点から必要不可欠な施設であり、その立地条件に適合する地域の指定、自治会同意などの条件を明文化することで、地域協同体施設となり得るものであり、まさに政治がすべきことだと考察いたします。

しかし、現状の高取町はそれらの立地要件を満たす環境整備が不十分です。高取町の全体の95.4%は市街化を抑制する市街化調整区域の中で、産業廃棄物処理施設が、その周辺の500メートル以内に住居があり、かつ農業耕作者の皆さんが従事されて、騒音、臭気、粉塵、廃水などなどによる実害を被る恐れがある場合、その施設は迷惑な嫌悪施設となるんですよ。

そのような中、森林法の許可の下、前述1の2、林地開発のような物質などが短

期間で大量に搬入された場合、それがどのような成分で、どこから運ばれてきたのかなどなどの事実関係を確認するためには、現行法で適用除外となっている森林法による林地開発、他多数の事業などを見直し、改正する必要があります。

同時に、事前調査の段階で、審査の段階で提出する地元同意、大字境界に接する場合はその隣接地自治会には申請者が開発計画及び周知計画に基づく地元説明会の開催を行い、説明会の開催後、自治会から生活環境の維持に関する意見書の提出を求めた上、その意見書を添付すること。また、物質等の搬入先、品目、成分についての発行元証明書の提出、現地の立入調査などを義務化する必要があります。先ほどの奈良県の回答は、全く承服できるものではありません。

議長、続けて最後の質問よろしいですか。はい、最後。

○議長（新澤良文君） ちょっとここで、森川議員の質問時間はあと9分。ちょっと12時を、一般質問、回るといいますか、このまま森川議員の一般質問を続けさせていただきます。御理解賜りますように、よろしくお願いいたします。

それでは、持ち時間は、あと9分あります。森川議員。

○1番（森川彰久君） 三番、都市計画の見直し、区域指定、地区計画について。別添、都市計画の仕組みを御参照ください。

まちづくりの基盤は、まさに都市計画です。高取町都市計画マスタープラン推進方針（抜粋）には、都市計画マスタープランを実現するためには、事業の推進を適正に管理し、進捗状況を明らかにするとともに、社会情勢や住民ニーズの変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討しますとあります。また、高取町人口ビジョンには、出生率を高めていくことが重要課題とあります。これらの課題を推進するには、思い切った都市計画の見直し、そして産業、生活の基盤となる下水道、道路整備の速やかな実施を行う必要があります。下水道が整備されていないと、大型施設、一定規模以上の工場などの誘致が困難です。開発予定地の前面道路から幹線道路までの幅員が4メートル以上でないと開発工事はできません。

お尋ねします。①市街化調整区域であっても奈良県南部地域における過疎化対策として一定要件を満たせば、分家住宅の立地が認められていますが、ほとんどの方は御存じありません。高取町の市街化調整区域では農家住宅以外は建築できないと思って町外に転出される方もおられると思いますので、広報等で周知するべきではないでしょうか。

②都市計画マスタープラン整備方針（抜粋）の中に、葛駅周辺は駅へのアクセスの利便性確保、さらに中心生活拠点となる近鉄壺阪山駅、市尾駅周辺の機能強化、

壺阪山駅と市尾駅周辺は生活利便機能の整備を進め、中心生活拠点の強化を図りますとあります。葛駅周辺の駅へのアクセスの利便性確保について、具体的な計画をお尋ねします。

③市尾駅周辺は、平成12年1月広報で住宅地と位置づけされており、町として県へ変更要望をしたが、今回は外れたとありました。その後も何ら変化がないのですが、県への要望は一体どうなったのでしょうか。市尾駅周辺は住宅地などとして活性化すべきではないのでしょうか。そして、利用者が減少した駐輪場を狭くして、送迎用の普通車両数台の駐車スペースを確保できるように改良すべきではないのでしょうか。

④来年は奈良県都市計画一斉見直しの年です。都市計画の見直しは地元合意から都市計画審議会から都市計画決定から告示、縦覧まで、おおむね5か年の期間を要します。都市計画法が施行された昭和45年12月28日以降、線引き変更のない市街化区域と市街化調整区域との区分、用途地域などの地域地区の指定、具体的な提案としては、市尾駅の周辺、及び地方道橿原高取線の両サイド50メートルから100メートルを市街化区域に線引きするなど、速やかに都市計画の見直しに着手すべきではないのでしょうか。同時に、現在の終点である車木駐在所から高取町役場までの幹線道路内に、下水道本管敷設延長を計画し、実施すべきではないのでしょうか。

⑤都市計画の見直しよりも、施行まで短期間で高取町以外の方も住宅地等の立地が認められ、既に周辺の市町村が実施している区域指定に高取町は着手すべきではないのでしょうか。

⑥さらに兵庫、田井庄地区の旧育成小学校の跡地に現存する福祉医療施設及び周辺の障害者施設を中心に、地場産業の薬品会社、道の駅のような農産物などの販売店舗、サテライトオフィス、週末などには短期滞在型ホテルの誘致などなど、地域の活性化を目指した地区計画にも着手すべきではないのでしょうか。コロナ感染防止対策などで大変なときですが、本件は高取町の未来像を見据えるには重大な事案ですので、速やかな都市計画の見直しなどなどに着手することに、中川町長より、明確な御決意をお聞かせください。

また、30分の限られた時間以内で質問できなかった関連事項については、別の機会とさせていただきますことを申し述べまして、質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） すみません、その明確な決意やったら、まだその回答、質問

したことに對する回答をいただきますか。

○1番（森川彰久君） はい、お願いします。

○議長（新澤良文君） 森川議員の持ち時間はあと4分です。森本課長。

○事業課長（森本 修君） 森川議員の都市計画の見直し等についての中の3の①、及び3の④についてお答えさせていただきます。

まず、3の①、奈良県南部地域における分家住宅の件についての御質問に對し、お答えさせていただきます。御質問のとおり、奈良県南部地域における分家住宅につきましても、平成15年8月15日より、高取町におきましても提案基準として開発申請することが可能となりました。本町におきましても平成16年度から令和2年度までに9件の申請があり、分家住宅として建築されております。大体1年に1件あるかないかの進捗です。御指摘のとおり、町民の方々がそのような制度があることを御存じでない方もおられると思いますので、許認可権者である奈良県建築安全推進課と相談の上、まず建築設計者等にも周知を図っていきたいと考えております。

次に、3の④の車木駐在所から高取町役場までの幹線道路内に下水道本管敷設延長についての御質問に對し、お答えさせていただきます。本町の下水道事業につきましても、平成27年度、国土交通省より今後10年間で整備できる範囲で補助金の要望をするように通達があり、概成10年間、平成28年度から令和7年度の整備区域として観音寺、清水谷、車木の区域にて事業を進めております。観音寺、車木区域につきましてもおおむね整備が完了しておりますが、清水谷区域につきましても、住宅地であるパルコート、グリーントウンの供用開始を目指し、令和3年度より令和7年度までの期間で国道169号線の推進工事を実施する予定であります。この区域におきましても、約340戸の住居が固まっており、幹線道路の整備が完了しますと、下水道料金収入の増加が見込めるための整備を行うものでございます。

なお、議員御質問の車木から高取町役場までの下水道施設計画につきましても、本町は大和川上流流域下水道に含まれており、奈良県との協議を行いながら、まず下水道事業の都市計画決定及び事業認可を取得する必要があります。ただ、下水道事業の認可区域に入ると、逆に合併浄化槽設置の補助が受けられないというデメリットも出てまいりますので、認可区域を拡大することは、より慎重に行う必要があると考えております。

以上のことから、下水道事業関係の健全化を目指す上で、まず住宅密集地である清水谷区域の整備を行いたいと考えております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 森川議員、回答を先ほどいただきましたけども、よろしいですか、最終。石尾課長。

○総合政策課長（石尾宗将君） 失礼いたします。それでは、私の方から森川議員の質問の2番から6番につきまして回答をさせていただきたいと思います。

まず、2番の葛駅へのアクセスの利便性の確保についてということでございます。葛駅へのアクセスの利便性の確保につきましては、現在のところ具体的な計画には至っておりません。今後、道路担当課と協議を進めながら、都市計画マスタープランで定めました取組の実現を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、質問の三つ目です。市尾駅周辺のお問合せでございます。

まず、御指摘の広報記事でございますけれども、確かに確認をさせていただきました。ただ、当時の要望書類につきましては、長い年月がたっておりますことから、見つけることができませんでした。なお、市尾駅周辺につきましては、まちのにぎわいづくりという意味合いで大変重要な地域であり、都市計画マスタープランにおきましても中心生活拠点と位置づけております。今後は生活利便性機能の整備など、どのように達成させていくことがいいのかを検討してまいりたいと思います。

続きまして、質問の四番目です。市尾駅周辺の地方道樫原高取線の両サイドを市街化区域に線引きするというふうな御質問でございました。市尾駅周辺の周辺及び地方道樫原高取線の両サイド50メートルから100メートルの市街化区域への編入が実現し、市街化区域として土地利用ができれば、町としても大変有効であると考えます。しかし、市街化区域内において空き家、空き地など未利用地が目立つ現状では、県の動向を見ましても、新たに市街化区域へ編入することは大変難しいものと考えます。

続きまして、質問の五つ目でございます。区域指定に関する御質問でございます。県の都市計画法に基づく、開発許可の基準に関する条例により、県内14市町村、83地区で区域指定がなされております。今後は区域指定を受けておられます近隣市町村の状況を十分勉強してまいりたいと考えておるところでございます。

質問の六つ目です。兵庫、田井庄地区の活性化というところでございます。高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略に示しておりますとおり、まちが最も優先する目標は企業誘致であり、大規模な企業を誘致する場合は、地区計画の策定を視野に入れて都市計画マスタープランで新産業ゾーンとして位置づけています。現行の都市計画マスタープランでは、兵庫、田井庄地区は新産業ゾーンの位置づけはしておりませんが、今後検討を進めてまいりたいと考えております。私からは以上でござ

います。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 私の方からは、③番、市尾駅周辺の駐輪場、駐車場の件について、御回答をさせていただきたいと思います。

市尾駅周辺の駐輪場、駐車場の件ですが、貴重な御意見ありがとうございます。また、市尾駅前のコミュニティー広場はですね、地元の要望もあったことから、平成元年に地権者の協力を得て高取町と無償で土地の貸借契約をし、駐輪場としてではなく、地域の人がくつろげる広場として町が整備をいたしました。しかしながら、自転車が道路にはみ出して駐輪し、自動車の通行の妨げになることから、現在は、広場の中に乗り入れて駐輪しているのが現状でございます。町といたしましては、警察の御協力もいただき、年に一度は長期放置自転車などへの警告や撤去をさせていただいております。今後はこの場所を駐輪場や駐車場として活用する場合は、再度、地権者の意見や地元の大字の意見も聞きながら、適正に対応していきたいと思いますので、御理解よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 森川議員、本当に貴重な御意見、また御提案、多様な御提案、本当にありがとうございました。先ほども申し上げましたとおり、本当にいろいろな御意見をいただきまして、私もまたしっかり点検もさせていただいて、その中で、できるだけ早く実現化できるような項目につきまして、より実現可能性のある案件から、それともう一つは、より実現可能性が高いやり方、方法ですよね、それをもちまして取り組んでまいりたいと思いますので、これからもいろいろ御意見、御提言いただけたらと思います。本当に御質問ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） あと4分ございます。答えの方はよろしいですか。

○1番（森川彰久君） 終了させてもらいます。

丁寧な御答弁ありがとうございました。やはり計画をするにしても、今日計画して、来年、再来年という話じゃないから、私、危機感を持って提案させていただいておるわけで、それには町長が今おっしゃられたように、総合的に検討していかななくては、事業課から説明ありましたように、下水道との絡みもあるし、浄化槽の助成金の絡みもあり、そういった点から、いろいろ複合的に検討していかななくてはならない、それはよくわかっております。

事業課長からも説明ありましたように、地区計画区域指定についてはね、もう高取町だけがやってないんですよ。桜井市、明日香村、御所市、高田市、葛城市、周

辺の全市町村やっているんですよ。何で高取町だけやってないんですか。税収増、人口増を目指してるんでしょう。家建てられないようにして、どないして、人口増、税収増を目指していくんですか。それを私は今日、質問させていただいておるんです。公私、公務多忙だと思いますが、その点御理解いただけたらと思います。終わります。

○議長（新澤良文君） あと、森川議員の持ち時間が2分ございます。関連質問がございましたらお受けいたします。ございませんか。

○1番（森川彰久君） 12時回ってますので、皆さんに申し訳ないので。

○議長（新澤良文君） それでは、これをもちまして森川議員の質問を終わります。

午前中の一般質問はこれにて終了いたします。午後は1時半より再開いたします。それでは、休憩に入ります。

午後 0時16分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（新澤良文君） それでは、再開いたします。

次に、7番、森下議員の発言を許します。7番、森下議員、御登壇願います。

〔7番 森下 明君 登壇〕

○7番（森下 明君） 7番、森下でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って質問をさせていただきたいと思っております。

本町が持っております健幸の森周辺地域につきましては、筒井町長、植村町長、2人の町長により、いろいろと事業展開を計画され、あるいは進められてまいりましたが、残念ながら今は負の遺産になろうというふうにしてしております。本来、あの場所はゴルフ場建設予定地でございます。この事業が頓挫し、この健幸の森周辺地域を町が所有することになりました。

その土地をどのように利用するかということで、一番初めに計画されたのは、町民の健康のための事業展開をすることはできないかということで、今も名前のおおりに、健やかで幸せな健幸の森というふうに名前がなっております。当然あの場所で、町民の健康増進につながる事業を展開したいということで、温浴施設も含めた事業展開をしようという計画でございました。県からの補助金もいただきながら、温泉も掘削いたしました。湧出温度が35度、約1,000メートル近く温泉掘削をして、35度何分でしたかね、の温泉が湧出しました。硫化水素泉質という、少し白濁したお湯が出てきたというのを現認しております。

そして、その場所で温泉水を使った健康づくりの施設を展開しようということで、公示、公募をし、3社がそれに応え、プレゼンテーションをなされました。その中で、その施設をともに管理運営しようということで決定しましたが、カトープレジャーグループ、今、つるとんたんといううどん屋さん、全国展開されておりますが、その会社を運営しておられるカトープレジャーグループという会社がこの運営管理を委託していただくことにも決まりました。どういうものをつくるかという青写真までできました。歩行浴ができる温泉水を使ったプール、岩盤浴、あるいは器具を備えたジムに休憩室、食事をするスペースという青写真までできておりました。残念なことに、当時の筒井町長が、この事業とは別のことで、現職町長逮捕ということで、この事業が進められなくなった。

後を受けられた植村さん、町の将来的な財政的なことも鑑み、この事業は進めるべきでないということで、初めに計画された健幸の森事業というのは頓挫しております。後を受けた植村町長は、平成28年ぐらいからあの場所に重粒子線、最先端のがんの治療施設を誘致したいということで、これも事業着手をされました。森川議員の質問の中にもありましたように、これまでの間につき込まれた費用はどれだけかというのでも出ていたと思います。町単費用がどれだけ要ったのかということですね。その事業につきましても、町長の回答にもありましたように、重粒子線の事業の誘致はしないというふうに町では決定をされています。

それでは、あの場所をこれからどうするのか。負の遺産のままで置いていいのか。何もしなくても管理費は必要です。何とか高取町として身の丈に合った、今の時代に合った、もともとの計画である公園事業というものを継承した中での事業展開はできないものかということで、今後、町としてあの場所をどういうふうに展開しよう、事業展開しようと考えておられるのか、具体的な方向性、もし見いだしておられるのであれば、お聞かせをいただきたいと思います。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（新澤良文君） それでは、ただいまの質問に対する回答をお受けいたします。森本事業課長、しばらくお待ちください。

○事業課長（森本 修君） ただいまの7番、森下議員の健幸の森周辺地域の利活用についての御質問に対し、私の方からお答えさせていただきます。

このたかとり健幸の森につきましては、平成13年度に総合公園温水利用型健康運動施設として都市計画決定し、平成14年に事業認可を取得して事業を進めておりました。しかしながら、森下議員も御存じのとおり、諸事情により公園事業とし

ては平成25年度にトイレ、あずまやの整備を最後に休止状態にあり、その後、現在に至るまで様々な計画がありましたが、御指摘のとおり全て中止となりました。平成25年度までに総事業費17億2,500万の費用を投入しており、その内訳としまして、国庫補助金7億3,100万、起債7億4,830万円で、令和2年度末時点で2億6,000万円の起債の償還が残っております。この償還は、令和15年度まで続きます。

なお、この公園は計画面積が27.7ヘクタールであります。その中の一部を今年度より奈良県フォレスターアカデミーから研修地として活用させていただきたいという依頼があり、それに伴い森林整備をお願いしているところでございます。

また、奈良県による高取バイパス工事でも使用されておりましたので、園路等かなり破損した箇所について、今年度から奈良県中和土木事務所により測量設計に着手していただき、修繕並びに改良工事に取りかかっていると予定であります。

これらの進捗を見ながら、さらに将来の社会情勢、町の財政状況等を見極めながら、都市公園としてふさわしい整備に向け、慎重に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 7番、森下議員の質問にちょっと補足だけさせていただきたいと思っております。

先ほど森川議員の方からの健幸の森の今後について、御答弁させていただきましたとおりでございますが、この場所というのは、本当に緑豊かで自然に恵まれた土地やと思っております。歴代2代の町長さんはいろいろと御尽力されたんですが、結果的に未だ活用されていないという状況でございます。

高取バイパスが開通いたしましたら利便性もかなり、町外からの来訪者も期待できるんじゃないかなというふうに思っております。こういうふうな利点を生かしまして、議員御質問のとおりですけれども、都市公園でございますので、本来は。そういう都市公園としての利活用を考えていくということは、これは必要やと思っております。

先ほど森本課長もお答えさしてもらいましたが、将来の社会情勢ですね、今後どういうふうになっていくのか、それとやっぱりアクセスの問題と、そういうこともある程度予測をしていくように、それともう一つは、先ほど回答させていただいたとおり、やっぱり前の投資の起債がかなり重くのしかかっております。そういうことも踏まえたら、町の財政状況、後年度の財政状況、後年度負担について

も十分に検討して、民間との連携も一つの視野なんかなというふうに思っております。

いずれにしましても、一回造る、一回整備、また誘致するにしろですね、やっぱり皆さんに楽しんでもらいたいと、高取町に少しでもにぎわいをつくっていくということで考えていきたいと思っておりますので、ちょっと慎重にですね、じっくりちょっと考えさせていただきたいと思っております。以上でございます。御質問ありがとうございます。

○議長（新澤良文君） それでは、再質問をお受けいたします。森下議員。

○7番（森下 明君） トップが方向性を誤ると、その時期の見極めを誤るとこういうことになるという例が2例続きました。お金と労力が結果的には無駄になったということです。安易に町費を使ってあの場所にとすることは申し上げておりません。当然コロナの時期であるからこそ、あの広く広大な自然豊かな場所にどういうものを今誘致するのか、高取町としてベストをしっかりと考えていただいて、その上で当然高取町としては、こういうものを計画していますよと提案をし、公募をする。そして、先ほども出てまいりましたが、それをこの事業に着手してもいい、一緒に考えさせていただいてもいいという業者を募ってプレゼンテーションをしていただき、できる限り高取町の財政負担にならないような方法で、事業を進めていただく必要があるのではないかと思います。

今コロナ禍の中で、室内での遊戯、あるいは楽しむということは非常にはばかれる状況にあります。今、多くの人たちは、自然の中で密にならない場所で楽しみたいということで、屋外の遊戯施設が頻繁に利用されている。キャンプ場、グランピング施設もそうであります。これがいいというふうには申し上げませんが、これもタイミングは必要です。遅きに失しては何にもならない。今さらかということです。しっかり考えていただくのはいいとしても、このタイミングを逃すということも大きな問題です。

そして、あの場所については、町内の有志でも、一部あの場所を開放していただければ、自分たちで子どもたちが楽しめる、そういうものを造ったり、ということに協力させていただいてもいいですよという方々もおられます。全てとは申し上げませんが。うちのあの場所で今後いろんな事業展開する中で誘致をしていって、それにふさわしい場所いうのも見えてくると思います。それ以外の場所で使っていただけるといふところがあれば、高取町の人たちの力、そういう場所の提供を受けたらどうかというふうに考えております。

それともう一点、これは実現可能かどうか、都市公園という計画の中で実現できるかどうかはわかりません。ただ、今、関関同立、この4校が医学部を持ちたいと。私学の中で近大は持つとるんですが、関関同立、医学部はないんです。何とか医学部をつくりたいという計画をなされて、申請をなされているようであります。別に同志社であるからと、京都にある必要はないんです。あるいは、奈良県は薬のまち、薬の県というふうに言いながら、薬科大学はありません。同じように言うている岐阜、富山には、薬科大学がございます。奈良県としても、知事が奈良県産の漢方薬といろいろと提唱なされております。そんな中で薬の県と謳うならば、奈良県にも薬科大学、あるいは医科大学の薬学部、そういう部分についても手を挙げていったら面白いんじゃないかというふうに考えています。

万が一、大学が来るとなると、町ができます。若い人たちがその場所で6年間勉強する、そういうまちができます。非常に面白いと、楽しい展開が見えてくるのではないかというふうに考えます。しっかりと精査していただき、2人の前町長の失敗を反面教師としながら進めていただければなというふうに思います。

この2問目については提案という形になりましたが、もしこの提案に対して御回答いただけるのであれば、御回答をもって質問は終わりたいと思います。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 森下議員から、ただいま本当に素晴らしい御提案いただきました。いろいろそういうことも踏まえまして、慎重に検討したいと思います。また、他の議員の方々も何かあの場所を有効に活用して、高取町が少しでもにぎわいづくり、高取町のためになるようなことがあるのであれば、また御提案いただいたらと思います。本当にありがとうございました。

○7番（森下 明君） そしたら、以上をもちまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（新澤良文君） それでは、森下議員の質問時間が16分残っております。関連質問がある方は、ございましたらお受けいたします。関連質問はございませんか。それでは、新澤議員。ちょっと待ってください。

○8番（新澤明美君） 失礼します。質問ということではないんですが、前の2つの事業にいたしましても、町民さんから出てきたというアイデアではあまりなかったという、実際のところそうだったと思うんですね。一定の。

○議長（新澤良文君） 新澤議員、質問じゃなかったら。

○8番（新澤明美君） はい。

- 議長（新澤良文君） 新澤さん、質問ですか、質問じゃないですか。
- 8番（新澤明美君） ちょっと要望と質問、いいですか。
- 議長（新澤良文君） じゃあ、再質問なんで、また常任委員会等々でやってもらったら。これ一般質問なんで。
- 8番（新澤明美君） はい、簡単に要望させてもらいます。いいですか。
- 議長（新澤良文君） 要望であれば常任委員会です。
- 8番（新澤明美君） 駄目ですか。
- 議長（新澤良文君） はい。
- 8番（新澤明美君） わかりました。失礼いたしました。
- 議長（新澤良文君） 他に関連質問ある方はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

- 議長（新澤良文君） ないようでしたら、これをもちまして、7番、森下議員の質問を終わります。

ここで5分間休憩させていただきます。5分まで休憩します。

午後 1時50分 休憩

午後 1時55分 再開

-
- 議長（新澤良文君） 2番、西川議員の発言を許します。2番、西川議員。
- 2番（西川侑壱君） 2番、西川侑壱です。議長の許可を得ましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。初当選後、初めての議会、初めての一般質問で不慣れな部分もありますが、よろしくお願いします。

さて、今回の私の一般質問の大きなテーマは二つです。今後の高取町の方針について、と通学路点検について、です。

まずは、高取町の今後の方針について質問させていただきます。

昨年11月に高取町長選挙があり、中川町長が就任されてから10か月が経過します。町長選挙のときに、六つの基本姿勢と併せて我がまち高取をよりよいまちにとスローガンを掲げ、当選されていますが、町長の思うよいまちとはどのようなまちなのかお聞かせ願います。これからどのような高取町にしていくのか聞かせていただきたいと思います。

次に、少子化について、質問させていただきます。

高取町の少子化は、急速に加速的に進行しています。高取町のまち・ひと・しごと創生総合戦略によると、合計特殊出生率は2008年の1.17から2017年に

は0.72まで減少したとあります。また、ここ数年の出生数の推移を保健センターに確認すると、2015年度30名、2016年度30名、2017年度24名、2018年度22名、2019年度22名、2020年度14名となっております。また、今年度も4月1日から8月31日までに生まれた新生児の数は5名、妊娠届で確認していただいたところ、3月31日までにあと7名生まれる見込みで、2021年度の出生数は12名となる予定です。町長は六つの基本姿勢を示しておられ、その二つ目に健やかに住み続けたいとする高取町を目指しますとあり、その中に子育て支援の充実、教育の充実を上げておられます。この少子化と子育て支援、教育の充実について質問させていただきます。

まず、この子どもの数をどのようにお感じになられているのか、また少子化が加速的に進行している中、今後どのような子育て支援や教育に対する施策を計画しており、今後の少子化をどのように見通しているのかお聞かせいただきたいと思っております。

続いて、高取町の人口に関して質問させていただきます。

高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、2010年の国勢調査を基に2013年に出したデータでは、2040年に高取町の人口は5,181人になると国立社会保障・人口問題研究所の推計で出されております。それに対して、2018年に再検証されたデータでは、2040年には4,625人とされ、年数を重ねるごとに下振れし、加速的に人口減少していくことが示唆されており、人口減少対策は高取町の最重点課題とされています。町長の六つの基本姿勢のうち、三つ目には、10年、20年先を見据え、いつまでも生き生きと暮らせる高取町を目指しますとあります。町長は、この人口減少にどのような対策を立てて、20年先の人口をどのように見通しておられるのかをお聞かせ願います。

次に、通学路の点検について、質問させていただきます。

2021年6月28日に、千葉県八街市で下校中の小学生にトラックが突っ込み、小学生5名が死傷する事故がありました。亡くなられた児童の御冥福をお祈りするとともに、現在も治療中の児童の一刻も早い回復を願っております。

この事故を受け、2021年7月9日に文部科学省より、通学路における合同点検の実施についての依頼が出されました。また、2021年7月20日に奈良県も、通学通園路における安全総点検について、この報道資料を出されました。この通学路点検に関して質問させていただきます。

平成24年4月に京都府亀岡市の通学路で事故が発生して以降、高取町では一年に一回の通学路点検を実施していると聞いております。毎年どれぐらいの数の危険箇

所が上がってきているかを確認したいと思います。

また、その中には予算や法律により対応できないものもあるかと思いますが、割合としてどの程度改善できているかをお聞かせいただきたいと思います。

次に、ここ三年間の小学校の通学路の危険箇所について、独自に調査させていただきました。中学校の通学路の危険箇所も調査したのですが、見つけることができませんでした。文部科学省からの実施要綱を確認すると、実施対象の中には市町村立小学校の通学路と併せて、市町村立小学校以外の公立学校についても地域や学校の実情を勘案し、必要に応じて実施するものと記載されていますが、中学校の通学路の危険箇所は点検されていますか。

この点も踏まえ、今年の通学路点検の進捗状況を教えていただきたいと思います。現在どこに危険箇所があり、今後どのように対応していくのかお答えを願います。

以上、壇上からの質問は終わらせていただきます。再質問は質問者席よりさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 2番、西川議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、昨年11月の町長選挙のときに、私が我がまち高取町をよりよいまちにというスローガンを掲げさせていただきました。それについては具体的にどういうまちなのかという御質問です。

昨年町長選挙におきまして、私の高取町の皆さんへの思いを端的な言葉で表現をさせていただいたのが、我がまち高取をよりよいまちに、ということでございました。私自身、高取町で生まれまして、また育ち、今もずっと住み続けている高取町でございますので、高取町に対する思い、強く思っております。

マイク入ってませんか。もう一回、ちょっとそしたら最初から言います。すみません。大丈夫ですか。

この高取町に生まれている、今お住まいになっている全ての方、全ての世代の方、赤ちゃんからお子さん、また若い方、壮年の働き盛りの方、また高齢者の方々が、健康で安心して安全に、そういう意味で健やかに住み続けたく、この高取で住んでいただくということを目指しているというふうに、私は目指していきたいと思っております。具体的にもっと簡単に言いますと、住んでいてよかったなということも少しでも実感をしていただけるようなまちをつかっていきたいというふうに思っております。

先ほど西川議員の方から御質問の中でありました六つの基本姿勢でございますが、

先ほど、我がまち高取をよりよいまちに、というスローガンのものに、少しでも具体的な施策方向として六つを示させていただきました。まず、やっぱり皆さんの安全・安心、これを優先させていただきたいということで、一番最初に掲げさせていただいております。その次に、健やかに住み続けたい。これは医療とか福祉、また健康増進、それと子育て支援、教育の充実、こういうことの充実におきまして、具体的にやっぱり住んでいただきたいと、住み続けたいと思っております。それと、10年、20年先を見越していつまでも生き生きと暮らしていただける、言い換えますと持続可能な高取町をやっぱり目指していきたいというふうに現実的には思っております。それと、国とか県とか近隣の市町村と連携協働してやっていきたいということです。それともう一つは、高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略でございます。これは平成28年3月に改定されました。ちょっとタイミング悪かったんですが、令和2年の10月、昨年10月に実は改定をされておりました。私がちょうど就任する前だったので、そういうこともございますけれども、今まで総合戦略に基づいて事業推進されておりますので、いいところも当然ございますし、進んでるところもございまして、適宜点検をさせていただいて、見直すところは少し見直していきたい。一つの例としましては、健幸の森の活用ということで、重粒子線ちょうど今回誘致を断念させていただいた。これは一つの見直しです。大きな意味では幼稚園の整備、これは親御さん、それから保護者の方々、少しでも新しいところで安全な施設で利用していただきたいということでございまして、引き続き推進をさせていただくと。ちょっと一番端的な例で申し上げましたが、そういう形で見直しを進めていきたいと思っております。

それと、最後はやはり何と云っても財政の安定です。やっぱりこれも家計と一緒になんですけれども、財政、まずちゃんと高取町の財政が安定をしてないと何をすることもできませんし、後年度に負担をものすごく残してしまうということでございまして、収入の確保と、もう一つはやっぱり将来負担を踏まえまして支出を平準化させていただきたいというふうに考えております。

あと、具体的な先ほど福祉、医療、健康増進、子育て、教育なんかにつきましては、担当課長の方からお答えをさせていただきます。

今後全ての世代の皆さんが、先ほど言いましたように、健康で安心して暮らしていただく、安全に暮らしていただく、健やかに住み続けたいと高取町を目指して、具体的な事業を予算に計上させていただいて、推進をさせていただきたいと思っておりますので、議員各位の皆さん、また町民の皆さんの御理解と御協力をよろしく

お願いしたいと思います。

まずこれだけちょっと。以上でございます。御質問ありがとうございます。

○議長（新澤良文君） 梶井課長。

○福祉課長（梶井貞男君） 西川議員さんからの1問目の御質問のうち、2番目の少子化問題と子育て支援に関する御質問に対しまして、お答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

少子化問題につきましては、本町の将来に向けましての重要な問題であると認識しているところでございますとともに、奈良県はもとより、国におきましても非常に大きな問題になっているものでございます。

全国的に出生数が減少している中、少子化に歯止めをかけるのは大変難しい課題であると認識しているところでございます。しかしながら、少子化の問題に対処していくためには、安心して子どもを産んで育てられる環境づくりが必要であると思っております。

平成28年度からの高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、安心して子育てができるまち高取を基本目標といたしまして、その中で子育て環境の整備を基本方針とさせていただいているところでございます。

この趣旨に沿いまして、平成28年度以降、放課後児童クラブの開設、病児保育事業の開始、子育て世代包括支援センターの設置、産婦健診の費用助成、新生児聴覚検査費用の助成などの新規事業に取り組んでまいりました。また、来月からは、要保護・準要保護家庭の児童のインフルエンザワクチンの無償化を開始いたします。

これらの事業はもとより、従来からの母子保健関係事業や児童福祉関係事業におきましても、様々な事業に地道に取り組んでまいりました。例えば、赤ちゃんがお生まれになった場合、まず新生児訪問といたしまして町の保健師が御家庭を訪問し、発育の状況などをお伺いさせていただきます。さらに、生後4か月ぐらいいまでに、こんにちは赤ちゃん訪問といたしまして、主任児童委員が御家庭を訪問し、絵本や奈良の木で作られた積み木をお渡ししながら、子育ての様子などをお聞きさせていただきます。新生児訪問が主に新生児の発育や栄養、疾病予防などに関する指導を目的としているのに対しまして、こんにちは赤ちゃん訪問は、乳児や保護者の心身の様子や養育環境を把握しながら、子育ての孤立化や児童虐待の防止につなげるという目的がございます。本町におきましては、これらの両方の訪問を行うことによりまして、複数の相談先があるという安心感をお持ちいただきながら、育児不安の解消につなげていきたいという思いがございます。

今後におきましても、妊娠、出産、育児と切れ目のない支援や、より一層きめの細かい相談支援ができるような体制づくりを目指してまいりたいと考えているところでございます。

また、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳児以上の児童の幼稚園や保育所、認定こども園の費用が無償化されているところでございます。重要な少子化対策の一環として実施されることになったものでございまして、本町におきましても子育て家庭への経済的負担の軽減を図るために実施しているものでございます。

また、奈良県下におきましては、子ども医療費助成制度といたしまして、中学生までの児童の医療費の自己負担金の助成を実施しているところでございます。本町におきましては住民課が窓口となりまして、県で設定された所得制限を撤廃し、中学生までの児童全員を対象とした上で、子育て家庭へのさらなる経済的負担の軽減を図るために実施しているものでございます。

少子化の問題につきましては、地域の活力、ひいては盛衰にも関わる課題であると認識しています。しかしながら、国全体の出生数の減少が見込まれる中、本町だけの力のみならず、国や県の支援も必要であると感じています。今後も国の動向や住民の方々のニーズも踏まえながら、本町におきまして実現可能な施策を模索してまいりたいと思います。私からは以上でございます。

○議長（新澤良文君） 安田教育長。

○教育長（安田光治君） 失礼します。2番、西川議員さんからの質問についてお答えしていきたいと思っております。

1番の②につきまして、少子化における教育の施策ということでお答えしていきたいと思っております。

少子化の問題につきましては、深刻かつ重要な問題であると十分に認識しております。少子化が進む中、今後も子どもたちが本町立の学校・園で学び、健やかに成長することを願いながら、これまで学校・園で取り組んできたことを述べて施策としたいと思っております。

まず、校舎につきましては、小学校は平成23年に体育館や校舎の耐震補強工事を行いました。中学校は、平成25年から26年の2年にかけて耐震補強工事と大規模改修を行いました。パソコンにつきましては、平成4年に中学校、平成22年には小学校に整備して、いち早くパソコン教育に取り組むことができました。また、平成22年に校務支援システムを導入したことで、校務処理が効率的かつ効果的に

行うことができるようになりました。そのおかげで教職員に余裕ができて、働き方改革の一助となりました。また、子どもたちに接する時間も増えました。

さらに、令和2年にはGIGAスクール構想でパソコンを購入していただき、小学校から中学校の子ども1人1台の端末を持てるまでになり、ICT教育が一挙に進みました。これまで段階的に設置していたエアコンも、令和元年に幼小中の全教室に完備され、子どもたちの教育環境が一段と改善されました。すばらしい環境の中で子どもの集中力も高まってまいりました。

令和3年度からは、国や県よりもいち早く30人学級を先取りして、小学校に常勤講師を入れていただきました。おかげできめ細かく個々への対応ができて、丁寧な指導ができるようになりました。また、ALTは平成5年に雇用して、ネイティブな英語教育の充実を図ることができました。今後は、小学校低学年の英語教育にも力を入れていきたいと思っております。また、特別支援教育支援員は平成22年から雇用して、配慮を必要とする子どもたちの支援を担っていただきまして、保護者からも大変喜ばれております。

また、去年からのコロナ禍では、幼小中にマスクをはじめ消毒薬など、様々な予防グッズや製品等、設備等購入していただきました。学校内での感染拡大予防には今後も気をつけていきたいと思っております。

今後も、子どもたちの学習や教育環境、設備の充実を目指して、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

最後に、幼稚園は来年4月の開園を目前に、保護者が安心して預けられる、子どもたちが喜んで楽しく通える幼稚園を目指しております。特に、小1ギャップの解消やスムーズな入学、進学ができるように、幼稚園と小学校の交流をより充実させ、幼小連携や家庭、地域との連携を密に図っていきたいと思っております。

また、これまでの高取幼稚園と育成幼稚園の両園の教育や取組を生かし、体操教室や英語教育、鍵盤ハーモニカ指導、外部講師による特別事業など、魅力的で特色ある幼稚園教育に力を入れていきたいと思っております。

一人でも多くの子どもたちが本町のすばらしい教育環境の中で学び、育ち、将来は、この高取町を支える人になってくれたらと思っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 石尾総合政策課長。

○総合政策課長（石尾宗将君） 失礼いたします。それでは、私から西川議員の質問の③でございます、最重点課題とする人口減少対策にどのような対策を立てているのかという御質問でございます。

人口の大都市への一極集中が進み、全国的に人口減少社会に直面する中、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域を維持することを目指し、国が全国の市町村に対し、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を指示いたしました。そこで、高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、人口減少対策を最重点課題と位置づけた上で、人口の自然減少に対しては、どのようにして子育て世代を増やしていくか、また転出数が転入数を上回る社会減少に対しては、どのようにして転出を食い止め、定住したくなるまちにするかを課題としております。

まず、自然減少に対する施策として、子育て環境の整備と教育環境の向上に取り組んでおりますが、その内容につきましては、先ほど福祉課長、それから教育長から説明をさせていただきましたとおりでございます。

社会減少に対する施策としましては、地域の働く場所を確保するため、地域産業の振興と新たな企業の誘致、創業に取り組んでおります。ふるさと納税の返礼品の掘り起こしを通して地域産品のブランド化を進め、地元企業の業績アップにつなげております。また、観音寺東地区の地区計画によりまして、製薬会社の工場誘致が実現をいたしました。

今後も高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った施策にしっかりと取り組みまして、本町で子育てをしたいと思う人、それから定住・移住したい人が増えるまちづくりを進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 前田教育次長。

○教育次長（前田広子君） 失礼します。2番、西川議員の2番目の質問、通学路の点検について回答をいたします。

まず最初に、1番の危険箇所の件数及び改善の割合について、お答えさせていただきます。

危険箇所の件数につきましては、平成30年度は22件、令和元年度は23件、令和2年度は15件、今年度につきましては15件でございます。

改善件数につきましては、平成30年度は代替策を含め21件、令和元年度は17件、2年度は10件でございます。

主な改善内容でございますが、平成30年度では、特養たかとり南側道路のグレーチングの設置や藤井大字スクールバス停留所付近の草刈りの実施、寺崎農免道路横断歩道と周辺道路には、運転者に減速を促す路面標示と注意を促す人形の設置などを行いました。令和元年度では、高取幼稚園駐車場付近のT字路に減速を促すような路面標示と横断歩道、停止線、ひし形マークの引き直し、下土佐吉野川分水付近

には注意喚起を促す看板と足型マークの設置、清水谷メゾンズタカマツ付近のグリーンベルトの路面標示、兵庫スーパーモリヤマ南側の止まれ文字と足型マークの塗り直し、令和2年度は、市尾よしだ歯科と郵便局の間の交差点、信号無視が多いということで、警察との情報共有ということで、毎月1日、15日の見回り活動、観音寺キリン堂横の国道169号線の歩道の草刈りなどの要望に対して、改善をしております。

危険箇所の中には、信号機の設置やガードレールの設置の要望もあり、警察と協議した結果、道路幅員が確保できず、改善に至らない場合や私有地の木の剪定などの要望もありました。

続きまして、二番の今年度の各学校園の通学路点検の進捗状況について、お答えさせていただきます。

本町では例年、小学校、中学校、両幼稚園のPTAの方が、年度当初に通学路、通園路の点検をされます。点検された結果を連合PTAが集約し、教育委員会に危険箇所改善要望として提出されます。今年度も同様に、町内公立学校・園、全ての危険箇所の点検を行います。今年度については、先ほど言わせてもらったように、15件です。

次に、今年度の通学路点検の進捗状況でございますが、7月1日に連合PTAから通学路危険箇所改善要望書が教育委員会に提出されました。これを受けて、7月6日に教育委員会事務局で現場確認及び現場写真の撮影を行いました。その後、奈良県中和土木事務所や町事業課と合同点検等の日程調整を行い、8月10日に事業課、総務課、教育委員会事務局で改善要望に記されている危険箇所の対策内容等を話し合い、8月20日には町連合PTA、小学校長、教育委員会事務局で危険箇所の点検を行い、今後、町として対策を行う予定箇所、中和土木事務所と橿原警察署の参加する合同点検の際に点検を行う箇所それぞれについて、確認を行いました。今月9月17日に町事業課、総務課、教育委員会事務局、奈良県中和土木事務所、橿原警察署で危険箇所合同点検を予定しております。その後、10月中に通学路安全推進会議を開催し、今年度の危険箇所の採択内容について確認を行う予定をしております。

引き続き、子どもたちが安全に安心して通学できるように最善を尽くしてまいります。以上です。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 先ほど西川議員から御質問いただきました、少子化と人口

減少について、でございます。

これは今課長から、また教育次長から説明ございましたけども、これ日本全国と言いますか、日本全体の大きな本当に重要な課題やと。特に、いずれ日本も人口1億人を確実に割ってまいります。それともう一つは奈良県なんですけど、奈良県一時145万人まで増えましたけど、今、奈良県は何とかして100万人を割らんとこうというふうにいろいろ施策立てておられますが、なかなか厳しいというふうに思います。

オールジャパンで考えますと、団塊の世代の方々がお生まれになって、ずっとこういう形で人口が増えてまいりました。先ほども言われてますように、東京へ一極集中してるだけなんですよね。だから、例えば九州とか北海道とか中国・四国地方から東京へ来られると。奈良県はたまたまですけども、大阪の近郊でございます。関西の方、特に九州とかですね、特に四国地方から来られている方が多いんです。逆に東北地方、また北海道の方は東京へ集まっておられると。これはそういう特徴がございます、奈良県はたまたまなんですけど大阪に近郊してて、そのときもやっぱり大阪の経済基盤がすごく大きくてですね、特に工場、その関連の企業さんがたくさんおられて、奈良にお住まいになったと。奈良に何でお住まいになったかといいますと、兵庫県とか大阪、京都のところに比べたら地価が安かったと、それだけでございますけども、それで特に奈良県145万になりましたけど、私が生まれたときぐらい、1960年なんですけど、70万人ちょっとぐらいだと思います。倍になったんですね。今度は逆にうんと下がってきているという、先祖返りするという、よく私もずっと思ってたんですけども、そういう状況なんです。

高取町は、ちょうど私が生まれたぐらい、1960年代、1960年ぐらいですかね、昭和の20年代後半から30年前半までが、これ最高の、9,900人以上いてたのかなと思う。後は残念なことに右肩下がりで人口がどんどん減少してるというのが、高取だけじゃなくて明日香、吉野郡、宇陀郡、五條市と、そんな感じですよ。あと五條より北の方は、結局大阪の流入人口が多かったということで、それと奈良の南の方が北の方に住み出したということで、全体的にはそうなっております。

いずれにしても、多分、残念ですけど、人口ビジョン提唱されてるところの近い数字になってくると思います。2040年で大体、4,600～4,700人ぐらいになるのかなと。高取、今6,500人ほどございますけども、それをいかにね、食い止めて少しでも減少幅を減らしたいというふうなことで。先ほど自然増につきましては住んでいただいている方が少しでも住みやすいような形で教育、福祉関係、

子育て関係に施策を。もう一方は社会増、これは企業なんかの誘致も含めてですね、たまたま御所の方のインターチェンジの方に御所の工業団地、これから数年経てばできると思うんです。何もその方たちを高取に住んでいただいとお通いいただくというのも一つの手でございますんで、自分とこで全部する必要もございませんので、そこをうまく進めていけたらなと。

皆どこの都道府県、また市町村でもいろいろやっておられるんですけど、いろいろな先例もございますし、今いろいろ勉強させていただいて、少しでも高取町に合うような施策があれば。ただ全てがうまくいくと、これ絶対限りません。こういうやつについては。だから、ちょっとそういうところは目に見えていただいて、何をいうてはったんやということになるかもわかりませんが、何もやらなかったら全然進みませんし、そういう意味で御寛容いただけたらと思います。

いずれにしてもね、やっぱり子どもさんというのは、簡単な話、妊娠適齢期の女性の方、何人おられるかによって生まれてくる子どもさんの数はわかりますんで。そんなこと言ったら身も蓋もないんですけども。そういう意味で社会増、社会減に対する対応、自然減に対する対応をいろんな意味で混ぜ合わせて推進させていただきたいと思っておりますんで、またいろいろ、また西川議員、特に福祉関係いろいろ勉強されてると思っておりますんで、またいろいろ御提案いただいたらと思っておりますんで、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（新澤良文君） それでは、再質問をお受けいたします。西川議員。

○2番（西川侑壱君） すみません。たくさん課長の方々、町長、答えていただいて。教育長も教育次長も答えていただいて、ありがとうございました。

私個人の考えとしてなんですけど、先ほど転出を抑えるような施策というのはしっかり考えていかなければいけないということがあったと思うんですけど、転入の方も考えていかなければいけないのかなと思ってまして、やっぱり少子化であったり過疎化というのを看過せずに、子育て支援たくさんやってるといふふうに答えていただいたんですけども、あと移住促進事業というところで空き家の利用であったりだとか、そこに対するリフォームに対して補助出してるような自治体もあったりだとかすると思うので、ちょっと僕もまだまだ勉強不足で、先進地というところの事例を見れてない、どういう結果が出てるといふところを見れてないんですけども、これからはしっかり勉強して、具体的に予算等も含めて、その辺りの提案していけるようにしていきたいなと思っています。

あと、通学路に関してなんですけども、通学路。先ほどちょっとお話しさせてい

ただいたんですけど、僕も3年間の危険箇所チェックさせていただいて、どうかなというところでチェックさせていただいたんですけど。毎年のようにね、飛び出し坊やの設置であったり、減速を促す標示をしますという回答されている箇所があるんです。この飛び出し坊やであったり、だとか、減速帯というのにどれほどの効果があるのかなというのはちょっと疑問で、もうちょっと根本的な対策何か打てるように考えていかなければいけないのかなと思ってます。

あと、大字区長に報告して地権者に話を持っていくようにと回答されてる箇所が毎年のように何か所かあるんですけども、これって誰が報告してるのかというところをちょっと明確にしておかなければいけないかなと。というのも、PTAの役員の方に確認すると、多分誰も報告してないというふうな返答が返ってきて、誰が区長に報告することになっているかということ、会議でもしっかりと整える必要があると思うので、この点御回答いただければと思います。

○議長（新澤良文君） 前田教育次長。

○教育次長（前田広子君） すみません、失礼します。先ほど西川議員の方から言われました、飛び出し坊やの人形の設置がどれぐらいの効果があるかということとか路側帯ですね、あの色を塗ったらどれぐらい効果があるかというのは、またちょっと今後検証させていただきたいなと思います。

それと、PTAの方から、大字の方に要望するというのが伝わっていないという話も、実は今ちょっと聞かせていただいたのが初めてでございますので、その点についてはPTAの方から言っていたくのがいいのか、それか教育委員会の事務局から言うのがいいのかというのは、ちょっとPTAの方と話をさせてもらって、あと改善できるように対策をしていきたいと思います。以上です。

○議長（新澤良文君） 西川議員。

○2番（西川侑壱君） もう一点お願いします。すみません。3年間の調査結果、先ほどされたとおりに見させていただいたんですけど。ごめんなさい、3年間の調査結果じゃない、様式の方ですね、見させていただいたんですけど、危険箇所の。様式見させていただくと、教育委員会からの回答というところまでしか書かれてなくて、それがどのように対応したかという結果報告までされてないんですね、毎年毎年。されてるのかもしれないんですけども。その辺り、本来であれば結果まで報告すべき箇所というのはもちろんあるかと思うんですけども、教育委員会の方でどのように考えておられるのかということをお答えいただければよろしいですか。お願いします。

○議長（新澤良文君） 前田教育次長。

○教育次長（前田広子君） 確かにおっしゃるのように、様式につきましては教育委員会からこういうふうにするという回答だけで、結果については様式には残しておりません。それは口頭等で行っていますけれども、今後こういうふうにしましたという点については、様式を作ってきちっと明確化して、P T Aの方に報告をさせていただきたいと思います。

○議長（新澤良文君） 西川議員。

○2番（西川侑彦君） すみません。御回答ありがとうございました。様々な観点から、たくさんの方々で高取町をよりよいまちにしていくというところでアプローチしていただけているということが、僕もちょっと知らなかったところが多かったんですけど、今日いろんな課長さんのお話聞いてわかった部分、まだまだでも考えていかなければいけない部分という課題が少しでも出てきたのかなというふうに思います。

これから僕もたくさん勉強して、高取町のために少しでも働いていけるように頑張っていきたいと思いますので、これにて僕の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） 西川議員の持ち時間が20分残っております。関連質問がある方がいらっしゃったらお受けいたします。

〔「なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） ないようでしたら、これをもちまして2番、西川議員の質問を終わります。

ここで5分間休憩させていただきます。45分再開いたします。45分ちょっと中途半端やね。50分に再開いたします。

午後 2時39分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（新澤良文君） それでは、5番、野口議員、質問をお受けいたします。5番、野口議員。

○5番（野口勝也君） 5番、野口勝也でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして二項目について質問をさせていただきます。私も初めての一般質問となります。不慣れな点が多々あるかと思いますが、何卒お許しを願いたいと思います。

それでは、まず一つ目、壺阪山駅周辺地区都市再生整備計画事業について。

平成24年より、前植村町長の肝煎りの政策として進めておられます事業であります。計画をされてからは、早9年がたちました。壺阪山駅前周辺地元の皆様方はじめ町民の皆様方から、壺阪山駅前開発は一体どうなってんねん、という声をよくお聞きいたします。

そこで、この壺阪山駅前周辺地区都市再生整備計画事業の質問の一つとして、現在の進捗状況をお聞かせください。二つ目に、町長は、今後この事業をどのように進めていこうとお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、二つ目の項目といたしまして、健康増進とスポーツとの関係について、中川町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

中川町長の六つの基本姿勢の中に、健やかに住み続けたい高取町を目指しますとあります。その中の一つに、健康増進と上げられております。私自身、幼少期から、もうすぐ還暦を迎えるわけですが、今日までスポーツを愛し、スポーツに親しんでまいりました。スポーツを通じて心身を鍛え、人とのコミュニケーションを図り、健康増進の手段の一つとしては、スポーツは欠かせないものであると考えてまいりました。

そこで、中川町長は健康増進とスポーツとの関係についてどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

○事業課長（森本 修君） ただいまの野口議員の一つ目、壺阪山駅周辺地区都市再生整備計画事業についての質問に対し、私の方からお答えさせていただきます。

この駅前整備事業につきましては、平成24年度に大字役員及び地元地権者により地元協議会を設立し、基本構想を策定しました。この基本構想を策定するのに7回の協議会を重ね、平成26年度に基本計画案を策定しました。その案に基づき、平成26年度より測量業務を実施しましたところ、この駅前周辺の地籍混乱が判明し、まずこの解消が必要であると考え、平成28年度より3か年をかけて筆界の特定をいたしました。また、この事業を進めるに当たり、平成25年度から平成29年度という事業期間にて、都市再生整備計画事業という国の補助金をいただき事業を進めておりましたが、この事業は事業着手よりおおむね5年で事業完了しなければならないという制約があり、地籍混乱の解消と並行して用地交渉も進めておりましたが、当時1名の了承を得ることができず、平成29年度までに事業完了ができないと判断し、平成28年度に都市再生整備計画事業としましては一旦中止させて

いただきました。

この件につきましては、平成29年1月に地元協議会に報告させていただいております。また、この事業にこれまで要した費用につきましては、計画策定に要した費用で約1,230万円、筆界特定等登記鑑定に要した費用で約300万円であります。また、説明会や地元協議会の開催につきましては、昨年度より開催したいと考えておりましたが、植村前町長の逝去並びにコロナウイルス蔓延等の事情により開催できておりません。しかしながら、近鉄壺阪山駅周辺の整備は、観光で本町を来訪される方々の玄関口として、また駅を利用される町民の方々の安全性を確保する上で、ぜひとも整備する必要があると考えております。

そのため、令和2年度では都市計画決定案の作成、委託費335万7,200円を行い、今年度では周辺の交通状況を把握するための交通量調査並びに整備計画案の検証460万円をもって進めております。

今後は、交通事情、社会情勢の変化、町の財政状況も鑑みながら、議員各位、地元住民の方々の御意見を参考にし、より慎重に進めていきたいと考えております。さらに、今後はホームページ、広報紙を活用しながら、広く町民の皆様に周知を図っていききたいと考えております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 前田教育次長。

○教育次長（前田広子君） 失礼します。5番、野口議員の2番、健康増進とスポーツとの関係について、という御質問に対し、お答えさせていただきます。

スポーツ基本法の前文には、スポーツは心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠であると規定されています。スポーツを楽しみながら適切に継続することで、子どもたちの体力向上、生活習慣病の予防、改善、介護予防の観点から、健康寿命の延伸が期待されると思われれます。

町体育協会では、軽スポーツの集いや町民スポーツフェスティバル、すこやか健康ウォーク大作戦、高市郡球技大会の開催や、またスポーツ推進委員の皆様には奈良県市町村子ども駅伝大会等の参加、指導をしていただいております。スポーツの普及、推進に御尽力いただいているところです。また、県民運動場やテニス場を快適に使用していただくために、県民運動場やテニス場周辺の草刈り、県民運動場の整地、テニス場の防風ネットの設置やメンテナンスを行っております。

なお、現在月曜日は休場しておりますが、町民の皆様により多く使用していただけるよう、月曜日の貸出しを検討しているところでございます。以上です。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 5番、野口議員から御質問いただいております壺阪山駅前の周辺整備の状況です。

住民の人に、今の現状がほとんど伝わってなかったということで、これは非常に反省点。これは、私就任させていただいてから常にこういう状況、いろいろございますんで、極力広報紙等を使いまして、今の高取町の取組み、これはソフト事業でもハード事業でも一緒ですけども、皆さんにしっかり伝えていきたいというふうに思っておりますんで、今後こういうことがないように、現在の状況どうなってんねんというふうに皆心配といたしますか、関心を持っていただいておりますんで、できる限り住民の皆さんに伝えさせていただきたいと思っております。

それと、壺阪山駅前の整備につきましては、先ほど森本課長が答弁していただきましたけど、やはり将来の社会情勢、壺阪山駅の活用ですよ。特に通勤とか通学とか、あと通院、あと買物なんかで日常的に御利用いただいている方、それから例えば変な話、一旦整備しますとやっぱり20年、30年と使っていきますんで、先ほどの西川議員の質問ではございませんけど、将来のやっぱりそういう人口動向、実際に活用されている活用動向も十分踏まえていかないと、これ言葉悪いですけど、過大投資になってもいかなもんかなと思います。

もう一つは、観光客の方々です。日本人の方なのか、インバウンド、海外の方も含めてどんな感じになるのかなという、これも駅の話になると思います。

それともう一つは、壺阪山の交差点、道路、169号線です。169号は御承知のとおり、今、高取バイパストンネル工事やって、また169につながっていきますけども、これが奈良県が10年以上前から、24号線の橿原の小房の交差点、大和高田バイパスから下りてきますけども、そこで大渋滞を起こすと。右折しないと169に入れないと。観光シーズンなんかすごくいっぱいになっている。それをどうしようかということでやっているのが御所高取バイパス。そうなりますと、通常であれば、ですね、御所インターから御所高取バイパス抜けられて、芦原トンネル手前に出られると。単純に見ますと、橿原の小房から高取の清水谷辺りまで、通行量、これがどないなんのかなと、当然そういうことも推測しとかなないとはいけませんし、それと今実際に奈良方面、また大阪方面から来る人がですね、今一生懸命、京奈和自動車道の曲川の方で大和高田バイパスとジョイントさすのに今工事やってますよね。それと、もう一つは全部高架化を、多分もう数年内に全部できると思います。用地さえ終われば国の方お金いくらでもありますんで、つぎ込んでい

きますんで、そこをまず奈良県も、そこは最優先で今言うてますんで、そうなりと道路の通行量が、がくっと多分目に見えて変わってくると思います。だから、当然そういうこともやっぱり将来どうなるのかなということ。

それともう一つは、もともとの計画に道路の拡幅とかいろいろありましたけど、あと何と申しますかね、駅前の方の拡張しよう。やっぱりいいことだけじゃなくて、反対にいろんな問題点も出てくるのかなと。だから、そういうことをいろいろやっぱり検討していかないといけない。それと、前からも言うてる、恐縮なんですけど、町のお金のことも考えとかなと、後、大変なことになるというふうなことになりますんで、そこも踏まえてしっかりと整備規模とか。

それともう一つ、比較的早く着手する部分と、少し中期的に考えていく部分と、二つに分けて考えていくのが現実的かなと。これは私の自分の行政経験から申し上げてますけども、そうなのかなと。それがより具現化というか、使っていただく住民の皆さんにプラスになるのかなというふうに思っておりますんで、いずれにしてもそういう形でいろいろ検討させていただきたいと思っております。

それともう一つ、スポーツと健康増進ということで、今先ほど教育次長の方からお答えさせていただきました。ただ、休んでいる、月曜日休場について、今教育次長も答えていましたけども、できるだけオープンできるような形で、これからちょっと調整をしていきたいなと思っております。

健康増進、私が言ってるのは、もっと違った意味で、まずはやっぱり健康寿命を延ばしていきたい。これは何と申しても健康寿命で、ただ、お年寄りだけじゃないんです。やっぱり一つ大きな方向性としては、要介護、介護にならないように未然に防止していきたいと。これも、それともう一つは早逝です。若くして亡くなってほしくない。誰でもそうですけども、その二つで健康寿命を延ばしていきたいと、そういう考え。その中でやっぱりスポーツというのはすごい寄与するところやと思っております。

それと、もう一つは食生活ですよね、食生活。それとあと、やっぱりいつもお願いしてるのは健診。いろいろ国民健康保険特定健診なり、人間ドックなり、健診を行っていただくということで、まず早期に病気発見して、ですね、まず病気にならないようにはやっぱりそういうスポーツを、スポーツだけじゃないですけど、いろんな趣味、自分の特にメンタルの関係というのはスポーツもものすごく寄与すると思っております。そういう意味で、いろんなことで、先ほど申しました健やかに住み続けたいというところで進めていきたいと思っておりますんで、どうぞよろしくお願

いたします。御質問ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） それでは、再質問をお受けいたします。野口議員。

○5番（野口勝也君） 失礼いたします。それでは、再質問させていただきたいと思
います。

まず、一つ目の壺阪山駅前の方でございしますが、当初計画をされました青写真と
は、現在の計画とは変わらなくされているのでしょうか、それともまた別の方向で
考えておられるのでしょうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

それと、地主様はじめ地元の方々と協議会の方を続けてきていただいたと思いま
す。地元の方々、地主の方々の反応というのはどんな感じだったのでしょうか。御協
力いただけるような反応だったのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

○事業課長（森本 修君） 一つ目の再質問の方です。

当初の計画と今の計画ということなんですが、当初の計画は、現状はそのままに
まだなっております。それから、今年度でいろいろ検証し、社会状況の変化等も見
ながら、また地元の方で開催できれば、協議会を開催して、縮小案なり変更案なり
を一層研究していきたいと考えております。

それと、地元の反応なんですが、当初はよくても、だんだん極論に迫ってくると
反応が鈍くなっていくところもございました、正直言います。全く反応が
得られなかったのが、やっぱり1名おられましたので、その辺の整理は必要だと考
えております。以上です。

○議長（新澤良文君） 野口議員。

○5番（野口勝也君） 森本課長、ありがとうございます。

こういった事業を進めていく中でやはり大切なのが、行政の計画の方も確かに大
切だとは思いますが、地元の皆様方との関係ですね、それを密に取っていた
だいて、それか地元の皆様、また行政、そしてまた専門家の方も入っていただいて、
根っこの計画をどういうふうに進めていったらいいのか、地元の皆さんはどのよう
ふうにしてほしいのか、というのをしっかりと話し合いをしながら、今後できる限り
無駄のないような事業の進め方をしていただきたいと思います。どうぞよろ
しくお願いいたします。

それでは、二番目の健康増進とスポーツについて、ということの答弁いただきました。
教育次長の方からは、月曜日の貸出し、検討を考えているということをおっ
しゃっていただきました。私どもの方も、月曜日空いているのに使われへん、とい

うのはほんまにもったいないなと今までずっと思ってきました。ぜひこれを何とか実現できるように進めていただきたいと思います。

また、町長の方から答弁いただきました。私も健康寿命の延伸というのが、私まだまだ勉強不足なんですけども、大切なことだと思っております。この日本は世界から見ても平均寿命の長い長寿国となっておりますけれども、その平均寿命と健康寿命の差にはまだまだ10歳ぐらいの差があると言われております。それをできるだけ縮められるように、スポーツを十分活用していけたらなと思っております。健康寿命を延ばすということで、また介護の期間も短くなりますし、医療費や介護費用を削減するということにもつながってくると思っておりますので、今後どうぞよろしくお願いいたします。

また、我が高取町にも総合型スポーツクラブ、通称メープルクラブというんですけども、それは平成25年に教育委員会の主導の下で総合型スポーツクラブ準備委員会として、平成28年度まで4年の準備期間を経て、平成29年度からは本格的にスタートいたしました。TOTOスポーツくじの補助金をいただき、足りない分は町からの補助をいただきながら今日まで運営をされております。現在の教室数は14教室、会員数は約170名となっております。3歳児から高齢者まで、幅広くスポーツを楽しんでいただいております。ところが、このTOTOスポーツくじの補助金は設立から5年間と決められておりまして、本年度限りで補助を打ち切られてしまうこととなっております。実際、会員からは年会費、それに教室料等をいただきながら運営を行っておりますが、次年度からはとても賄える状況ではございません。

ちなみに、お隣の明日香村では、約500万円のTOTOの補助金、そしてプラス事務員さんがまだあと2名ほどついていたという状況だそうでございます。明日香村と比べれば、ちょっと申し訳ないんですけども。

ということで、引き続き総合型スポーツクラブの運営が順調にやっておりますように、町からの十分な予算づけをお願いをいたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） それでは、野口議員の持ち時間が約20分残っております。

関連質問がございましたらお受けいたします。森下議員。

○7番（森下 明君） 森下でございます。野口議員の持ち時間をお借りいたしまして、関連質問をさせていただきたいと思っております。

この壺阪山駅前の整備計画、今都市再生整備計画事業となっておりますが、この

事業については、私も委員会なり、一般質問なりで、何回もこの場でさせていただいております。その当時から申し上げておりますとおり、前町長の公約であったために、できないことを無理からされておると、できない事業を継続してやらなければしょうがなかったというふうに考えています。これは健幸の森の重粒子線の病院についても一緒です。一つトップが間違えた判断をして、その事業を押し通そうとすると、無理な事業に予算をつけて、補助金をいただいて事業を進めなければならないということになります。

先ほど町長の御回答にもございましたが、169号バイパス開通によって、あの169号線、壺阪山駅前接するあの道路の通行量は極端に減ります。その中で、都市再生整備事業の中では本当に必要やなど、できるなど思われるのは、今現在使っている安心・安全のための歩道、特に旧高市石油の交差点から駅前までの歩道整備、これについては、ぜひとも進めていただかなければならない整備事業の一環やというふうに思います。

ただ、先ほどの野口議員の発言にもありましたが、実際にあの場所で青写真どおり計画遂行ができるのか。できないにもかかわらず、それを基にやりたいと。こんな回答をされていたんでは、いつまでそんなばかなことをするねんということになるかと思えます。

課長に先ほど回答いただきましたが、実際に今計画に上がっております。少なくとも三軒の了解がなければ、あの駅前交差点入り口の北側の整備はできないというふうに思いますが、実際にこの事業を進めながら実現できるというふうにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

○事業課長（森本 修君） 今の回答に対してお答えします。

先ほど返事させてもろうたのは、計画は残っていますけども、一応やっぱり今年度再度検証する必要があると。今、森下議員おっしゃられるように、歩道につきましては、私もいつも毎朝通っておりますんで、歩道がかなり狭いというのは認識しております。その辺につきましては、県の工事でありながら町としてどんどん要望していきたいと、そういうふうに考えております。

駅前の広場周辺につきましては、再度もう一遍検証し、どれぐらいのもんが必要なんか、社会情勢を鑑みながら決めていきたいと考えております。

○議長（新澤良文君） 森下議員。

○7番（森下 明君） 先ほども申し上げました、いいかげん見切りをつけるところ

は見切りつけると。進めるべきところは進める、もう見切りをつける部分はこれ以上の無駄な労力も使わない、予算も使わないという方向で決断していただかないと、できんことをいかにもできそうに、はっきり言わへんさかいに、地域の人たちもいつになったらできんねんと。立派な青写真を前の町長が出さへったために、いつになったらこんなきれいな駅前になるのだ、というふうに思わはるの当たり前のことです。だから、前町長の公約に従って進められた事業であります。だから、町長も代わったんですし、方向性もしっかり見定めていただいて、できないもんはできないとやっていただかないといかんというふうに思います。

ほんで、壺阪山の駅前についても、実際に壺坂の駅降りて、はあって目について目を覆いたくなるのは他の場所です。一度、壺坂の駅から降りてずっと見渡してください。その辺について、町で補助金をつけてでも何とかしてもらわんとあかんのちゃうか、という部分、薬業連合会によって立てられました電気もつかない看板も足元危なくなっております。あんなんについてもどうするねん。本当に壺阪山の玄関として恥ずかしくない壺阪山駅前を考えるのであれば、違う方向があるんじゃないかというふうに思います。

野口議員の時間をお借りして質問させていただきました。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（新澤良文君） 野口議員の持ち時間があと15分残っております。関連質問がございましたらお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） それでは、これをもちまして5番、野口議員の質問を終わります。

30分から一般質問をまた再開いたします。30分まで休憩させていただきます。

午後 3時21分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（新澤良文君） それでは、次に8番、新澤議員の発言を許します。8番、新澤議員。

○8番（新澤明美君） 8番、新澤明美から二点質問をさせていただきます。

まず一つ目は、これまで高取町の議会でも取り組んでまいりました高齢者の移動手段の問題であります。

コロナ対策としてタクシーチケットの支給ということで、今回引き続きコロナ対

策としてタクシーチケットを3月まで引き延ばしてというような補正予算を上程をされているわけでございます。それに当然私も賛同をしているわけでございます。これまで、昨年から実施されておりますタクシーチケット券の支給につきましては、町の方では検証して、特別委員会にはその数字などを一応提出はされているわけですが、その結果を対象者や、また利用人数、経費等含めまして、どのように評価されているのかお聞きをしたいと思います。

そして、また来年度からこれをコロナ対策としてではなく、一般的な対策として引き続き実施を求めるものであります。

次に、チケットの枚数の増を求めるということでございますが、まず求めることだけ言います。チケット券は年間ですと24枚という形で、月2枚。2枚ということは、お医者さんに1回行って帰ると、往復1日分だけですね。そういう形で支給をしてるということで、使っておられる方といたしましては、高齢者ですからお医者さんは一カ所だけではないので、お買物もあるし、何とかこの枚数を増やしていただけないだろうかというお声もあちこちから聞かせていただいております。

そしてもう一つは、行く回数はいくつか減らしてでも、やはりタクシーに乗りますと、これは初乗り料金だけですので、例えば一番ここで長く使いますと、榎原までのお医者さんに行くので一番遠い場所ですと丹生谷からです。7,000円ほどかかるということでした、往復で。往復で7,000円で1,300円ほど使えらる。それを月に何回かというわけにもいかない。実際、年金生活、本当に困ってるというお声を聞いております。できるならばチケット枚数を増やしてほしいというのもありますし、初乗りだけしか使えないので、あと残金を払わなくちゃいけない。できたら、1回で2枚か3枚、4枚と使えれば、一度タクシーを使ったことで現金を支払わなくてもいい。年金生活者の皆さんにとったら、現金をやっぱり出していくというのはね、とても厳しいものあります。そこのところを複数枚でも使えるような方法はできないのかと。この間、コロナ対策では、隣の大淀町ではそういうことを、複数枚使えるような対応もされているところがございます。

特に要支援の方です。要介護1、要介護になりますと、実際に介護事業として保険を使うことができます。そうすると、例えば榎原まで行くのに1回何百円という単位で1割負担で行けます。しかし、要支援の1、2になりますと、介護保険を使って移動することができません。実費で自分で行かなくちゃいけないとなりますと、本当に大変だと。例えばお医者さん、買物するにしても、自分の足で歩ける方はまだましなんですね。でも、要支援になりますと、例えば本当に膝が痛くて家の中を

はいずり回って歩いているような方でも、要支援という方、結構いらっしゃるんですね。そうすると、タクシーに乗らないとどうしようもないんです。本当に入り口から入り口まで行かないと仕方ないと。電車に乗っていくとか、そういう状況では全くないんですね。そうしますと、本当に毎回毎回誰かに頼むというわけにもいかず、結局その負担は全部子どもさんの方に行っているということで、子どもさんのやっぱし生活全体に支障が出てきているということも聞かせていただいているところです。

そういうところもぜひ加味した上で、ちょっと改善をしていただけないかなという思いで今回は質問をさせていただきました。

二点目は、市尾与楽線の見佐池の近隣の道路両側の産業廃棄物と土砂崩落について質問をさせていただきます。

この件につきましては、まず私もいつのときからかよくわかりません。正直言うて、議員になる前からそういう状況になっていたのかなというふうに思うんですけども、両サイドで産業廃棄物が埋まっているのではないかということで、これまでいろんな調査なり、いろんなことございました。土砂もその後、土砂も崩落をして、そこをいろんな手だてをすることとも経過としてあります。私も議員になってもう32年でございますが、実際にどういう経過で今の状況になっているのか、事実関係をまずはっきりしていくことが必要だなと思うんです。その上で、今やっていかななくてはならないのは何か。当然、地元から要望も出ているわけでございますが、そこら辺の状況もお聞きをしながら、早急に進めることだと思っております。

まず、今日はこれまでの経過をはっきりさせた上で今後の方針を見定めていくべきであると思ひまして、その点についての詳細の報告をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

あと、ここにちょっと細かく調査報告とか地元大字の要望書の開示とかいろいろありますので、通告書に基づいて御回答いただければと思います。お願ひいたします。

○議長（新澤良文君） 榊井福祉課長。

○福祉課長（榊井貞男君） 新澤議員さんからの一問目の御質問の高齢者の移動手段、タクシー利用券につきましての御質問に対しましてお答えさせていただきたいと思ひます。

本町におきましては、高齢者の移動手段の確保に資するため、今年1月の利用分からタクシー利用券事業を開始いたしました。対象者につきましては、75歳以上

の方と65歳以上74歳以下で要介護認定か要支援認定を受けておられる方とさせていただきます。

9月10日時点におきまして、対象者1,514人のうち申請された方が490人で、対象者の32%の方が申請されている状況でございます。また、490人の申請者のうちタクシー券を利用された方は267人で、申請者のうち54%の方が利用されている状況でございます。

利用枚数につきましては、1月から3月までの合計が555枚で、月平均で185枚でございます。また、4月から8月までの合計が1,491枚で、月平均で298枚でございますので、1月から3月までの月平均よりは伸びている状況でございます。

タクシー会社への委託料につきましては、1月分から3月分が43万5,810円で、月平均で14万5,270円でございます。また、4月分から8月分までの委託料が119万9,350円で、月平均で23万9,870円でございますので、利用枚数と同様に、1月から3月までの分よりは伸びている状況でございます。

また、御質問の中で触れておられました要支援の方の状況でございますが、要支援の認定を受けられた226人のうち申請された方が114人で、約半数の方が申請されている状況でございますとともに、114人の申請者のうちタクシー券を利用された方は77人で、申請者のうち約68%の方が利用されている状況でございます。

これまでの利用実績から、このタクシー利用券事業が高齢者の方々の移動手段の確保や利便性の向上に一定の役割を果たしているものと考えているところでございます。その意味から、今回の9月議会におきまして、10月から3月までの利用分につきましては、コロナ交付金を財源といたしまして補正予算を上程させていただいているところでございます。

御質問の一般対策としての実施や枚数の増、一度の乗車での複数枚の利用につきましては、新年度予算の作成過程におきまして、来年4月以降のこの事業の継続の有無を検討する中で併せて検討していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 失礼します。私の方からは、二番、市尾与楽線の見佐池近隣の道路両側の産業廃棄物土砂崩落について、ということで回答をさせていただきたいと思っております。

まず、御質問にありましたソーラーパネルの方の土地について、誰といつどんな協議をしたのか、現在に至ってる経過を報告してください、なぜ問題が解決していないのか理由を述べてくださいという御質問なんですけども、誰といつどんな協議をしたのかということにおきましては、ソーラーパネルの土地につきましては、午前中にも回答を申し上げましたとおり、裁判で和解を行いました。和解の条項に基づき、相手側が整地を行ったということです。

それと、現在に至っている経過を報告してくださいということですけども、その土地の中に里道がございまして、整地する当時、復元することが難しいということから、当時地元区長さんとか、あと地権者の方々が立会いの下、隣接の土地の横から奥に行けるように整地をさせていただいたということです。それは、一応、和解条項の中にも不具合なことがあれば修復をするというような要件もありましたので、こちらの方からその相手さんに指示を出して整地をしていただいたというようなことです。

それともう一つは、見佐池の隣接の土地について、産廃の時期と処分したのは誰かというようなことですけども、議員がおっしゃったようにかなり古い時代のことだったと思います。役場にもそういう書類は残っておりません。確認することはできませんでした。

ただし、この続きの中で、以前、町で実施した産廃掘削の調査結果を詳しく報告してくださいということだったんですけども、その中身につきましては、町で実施しました産廃掘削の調査結果につきましては、平成21年1月26日に掘削を三カ所行った結果、うち一カ所から、産業廃棄物が埋まっていたことがわかりました。その場所の土壌汚染の検査を実施したところ、土壌汚染に係る環境基準値以下であったということでありました、当時。そういう記録が残っておりました。

最後の質問で、地元大字の要望の開示とともになぜ公社理事会を開いて協議しないのかお答えくださいということだったんですけども、これも朝からの森川議員さんからの御質問でもお答えさせていただきましたが、提出されました決議書につきましては、今議会定例会終了後、速やかに理事会を開催いたしまして、協議書の内容の協議を行いたいと思います。遅れましたことを大変おわび申し上げますとともに、また素早く開示できるようにしますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 再質問をお受けします。新澤議員。

○8番（新澤明美君） それでは、タクシーチケット券の支給について、再質問をさ

せていただきます。

来年度の予算につきましては、まだ今後の課題であると予算。

○議長（新澤良文君） 新澤議員、マイク入ってますか。

○8番（新澤明美君） 入ってませんか。

予算編成の際にまた検討を、というお答えでございましたが、実際に利用度を見ますと、大変に皆さん使われてると。高取町では高齢者の移動支援という点では、社協で行われてる、本当に社協でやっていただいているというようなお買物支援でとどまっている中、町としてやはり何らかの施策をしていくべきだと思いますが、高齢者の移動手段という件につきましては、施策の必要性は、どのようにお考えですか。

○議長（新澤良文君） 榊井福祉課長。

○福祉課長（榊井貞男君） 高齢者の移動手段につきましては、やはり必要な施策であると思っております。今回タクシー券につきまして御回答させていただいておりますけども、やはりお買物ツアーも社協の方ではさせていただいておりますけども、まずはこのタクシー券をさせていただいて、その内容を検証しながら、持続可能な制度としてずっとしていけるのかどうかとか、その辺りですね、十分検証させていただきながら、来年度以降の予算の編成の中で、十分まずは考えていきたいというふうに思っております。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 私は、タクシーチケット券だけではちょっと不十分かなというところもいろいろちょっと検討もしているところでございますが、今の段階では、まず今コロナ対策として始まったタクシーチケット券の継続を、ぜひとも来年度もしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それで、先ほど申し上げていたことでございますが、チケットの複数利用ということでございますが、経費からいきますと1回にチケットを2枚使うということでは何か問題があるんでしょうか。2枚、3枚と使うこと、複数枚使うことを駄目だという理由はどこにあるのか、ちょっとその辺、理由をお聞きしたいんですが。

○議長（新澤良文君） 榊井福祉課長。

○福祉課長（榊井貞男君） 複数が駄目というよりかは、まず基本料金の助成をさせていただいてですね、それを12回使っていただくというふうにさせていただいております。仮に1回にかなり使ってしまうと、その代わり乗車回数が増えたときに次のときに使っていただけないというふうなことがございますけれども、いず

れにいたしましても、先ほども申し上げましたように、複数枚利用につきましても来年度の予算編成の中で十分検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） あのね、チケットを複数枚使えば回数は減ります。しかし、実際に手元のお金が少なかったらね、本当に現金出して行かれないということで、とにかく医者行くのに、今この持ってるチケットで医者へ行って帰ってきたいと。やっぱり医者だけじゃないですけどね、やっぱりね、本当にいろいろな事情はあるんですよ、現金使えない。そういう意味で、これをやっぱり現金としてね、言ったら皆さん写真までつけて証明書を持ってチケットを使ってるわけですよ、何にも悪いことしてるわけじゃなくてね。だから、そういう意味で柔軟にチケットは何枚でも使えるような、そういう柔軟な使い方ができるように、私はぜひ検討をしていただきたいと思います。それは検討課題としてお願いしたいと思います。

それと、チケット枚数のことですが、特に先ほど申し上げましたように、出していた利用者さんのを見ますと、これまでの5月31日時点ということで町が議会に出した資料であります、その中で令和2年の12月から3年の9月まで、ですかね、これ。じゃないの。ちょっと出してもらったのですが、認定のない方で利用者さんは、ほぼ100人ほどですね。要支援の方が13人で、要支援2の方が45人で、要介護になりますとほぼ1桁という形でどっと減るんですね。一番多いのが、やっぱり何にも認定は受けていないけれども、やはり病院に行くまでに車がない、大変やと、買物にも行くのにも移動手段がない。やはり要支援1、要支援2の人、介護保険が使えないという、こういう人たちがやっぱりたくさん使ってるんですね。これ結果として出てるわけですね。そんな人たちが、タクシー券があっても本当にうれしいと、こんなにうれしいことないと言っておられます。やけれども、できたらもうちょっと何とかしてほしいというその声に、ぜひこの辺りの、今のね、実態を見た形で支給も柔軟に考えられへんのかなと思うんですが、要支援の方たちの必要性ということについては、どんなふうにお考えですか。

○議長（新澤良文君） 榊井福祉課長。

○福祉課長（榊井貞男君） 要支援の方につきましては、先ほどの答弁で少し触れさせていただきましたけれども、やっぱり対象者に占める申請者の割合、利用者の割合という部分で、やはり要支援の方は申請されてる方の割合とか、利用されてる方の割合が全体の割合に比べて高くなっているところがございます、その意味では、今回のタクシー券の事業がですね、要支援の方々にとって要支援の向上に寄与して

いるものであるなというふうに私自身も認識をしているところでございます。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） ぜひ、今実態を見ていただいた中で、要支援の方、また本当に移動手段がないという方。移動手段を持っている方はね、やはり遠慮していただくと。移動手段がない方と、やはり要支援というところに焦点を当てた形で、私はまずほんまに必要なところから考えていくというようなこと、私はもっとたくさんの人に使ってほしいなと思うんですが、まず本当に必要な人のところから使っていただくということから始めていったらどうなのかなと思いますんでね、その辺の検証、また住民の皆さんの、いつも言うんですけど、声を聞いていただきたいんです。声を聞いていただいた上で、本当にどうするかということを実業として見いだしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、二番目の産業廃棄物の土砂崩落について、でございますが、これにつきまして、これ左、ソーラーパネルのある方につきましては、今ちょっとわからなかったんですが、大字の地権者や関係者の方と協議をしてきたとか、何かそんなような回答があったかなと思うんですが、あそこはY商事との裁判が終わった後、その内容につきましては横に置いときまして、土砂を積みまして、あそこが里道も水路もなくなって、立ち木も枯れるという状況の中で、どうするんだということありましたよね。そのときに、そのときから言うたら、里道や水路の確保をするのは町の役割であるということを経済の中ではっきりさせたと思います。だから、議会としてはきちんと、町としてはきちんと対応してほしいと、それは責任があることやということで、町としての責任をちゃんと果たしてほしいと、こういうことを確認したかと思いますが、そのことに間違いありませんか。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 和解が成立しまして、流れ的には、あの、今ソーラーの置いてある土地を整地するという和解条項やったと思うんですけども、そのときに初めてその中に里道が通っているというような話の中で、ちょっと議会の、何年の何回議会でそういう話があったかというのは、ちょっと記憶、今すぐわからないんですけども、確かに議会の方からそういう話がありまして、町としては、相手さんに対して責任を持ってそういう形、原状回復は無理ですけども、ある程度奥に行けるような整地をさせますということでお伝えした記憶はございます。

あと、それに伴って、言うような、これが新澤議員がおっしゃる協議に当たるかどうかというのはわからないんですけども、そのときはその業者さんと地元の区長

さんと地権者でそういう話し合いを、話し合いというか、そういう立会もしていただいて、うちの町の職員もついて行って、その間に通る道を造るというようなことをやったということは記憶しております。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） その取りあえず一回目できるまでにはかなり時間かかったと思いますが、今言われたように地権者と大字の区長と、それから町とY商事と、それだけの立会の下でそれが一旦造られたということですね。でも、その後にもまた崩壊しましたね。崩壊して、あそこに受ける、何というんですかね、池みたいな小さいのを造ったりとか、少しやり直したりしてはまた崩落したりという繰り返しがされたわけですが、一番最後は、誰とどういう協議されました。それでどういう結果になってますか。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） その協議なんですけども、いつ誰とどういうふうに話をしたかというようなちょっと記録が残ってませんので、今即答することはできないんですけども、ただ、今議員さんもおっしゃったように、何回か手直しをさせていただいて、現場で一応こういう形になりましたというような話はさせていただいたと記憶しております。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 先ほど森川議員のお話の中では、大字に何にも相談ないということですが、ということは、一定の人数の方だけとお話をされていたということですか。その辺、議会で何回も取り上げたり、総務課の方に行って話をしただけでしたが、今こうなってますので地元と話ししてますということで、なかなか進まなかった状況がずっと続いてましたけれども、大字の皆さん、区長さんとお話をして、区長さんと地権者の方は、ちゃんと実情を知っておられたという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） すみません、この件につきましては、地元の大字が、我々が地元大字に寄せてもらって、そういうような話をしたというような記録は全然ないんですけども、ただ、ある程度地権者、隣におられた地権者の方とは話をさせていただいて、そこに当時の区長さんが見えになっていろいろな話をされたというような記憶があるんですけども、その要望も含めて、いろんな、土砂が水路に流れるとかということもありましたので、我々は危険を回避するためにいろいろ業

者さんをお願いして整地をさせたというような。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 今も崩落したままでね、何も解決してない状況になってますでしょう。どうしてこんな状況になっている。何が問題やと思いますか。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） ちょっと今の状況でどれがちょっと問題点かというのはすぐわからないんですけども、ちょっと再度現場も確認しながら、また内容を精査したいなと思います。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） すみません、対応した日は、きちんと誰とどんな協議をしたという記録はきちんと残ってますか。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） その記録が残ってるかどうか、ということをおそらく確認させていただきます、したいので、また後日再度させていただきたいと思います。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） もう何年来、私そのことを、記録ありますかというのはね、ここじゃなくても窓口で何回も私聞いてきたと思うんですね。誰と協議してるって、いう話もしてきました。個別でお話で地元の方のところにも行かせてもらったりとかもしておりますが、窓口がはっきりしてないんですよ、窓口が。だから、大字全体の問題にもされてないというのは、実際のところ、どないなってんやろう、あそこ、という話になってるのが現状やと思うんですね。それは、大字運営がどうなったかということに関しては、私も全部承諾してるわけじゃないんでわかりません。だけど、町としたらね、やはりその責任を持ってどうなのかということをやはり地権者と区長さんが窓口でありますけれども、そこら辺のことを十分にやっぱり把握していくことが必要だと思うんですね。そうやってきたと思いますよ、私。窓口いつもね、ばらばらで、私に対する回答も。あそこへ立ち会うのも、議員さんには立ち会ってもらったら困ると、お断りをされたこともあります。今、民・民の話なんで、地元の地権者と区長さんしか立会いできませんと、そこにY商事が入りますから、そこに町が入ってくださいと、議員は、ここはちょっとお控えくださいということはずっと続いてました。

そういう中でね、今、記録がどこにあるかわからないとかね、そんな話ないと思うんですよ。窓口、ほんで地元になんか話聞いてないとかいう話も出てくる中でね、

それはね、解決する訳ないですよ。そう思いますね。今これ言うたことで、何か思うことあったらお答えください。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 特に反論することはないんですけども、ただ、いろいろちょっと時系列で整理せんと答えられない部分もありますので、また後日、報告させていただきたいと思います。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） それとね、右側の見佐池の問題ですが、左側の産業廃棄物については、私も聞いてる限りでは、昭和の時代から産業廃棄物が入って埋もれていたのではないかというふうには聞いてるんですが、その辺はどういうふうを確認されているのかお聞きしたいのと、右側の見佐池の上の土地についても、いつ産業廃棄物が入ったんかよくわからないという話がありましたが、新市街地開発をしたときに、平成6年か7年に福祉ゾーンとしてあそこを購入しました。私だけ反対で、あと皆さん賛成してね、買わはったわけですけども、あのとき、産業廃棄物があそこに入ってることわかってたん違いますか。ちょっとお答えください。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） その当時、その土地を購入した経緯とか、そういう事実が、入ってたかということにつきましては、私もまだ、全然そのセクションにいてませんでしたし、そういうような結果というか、議会の議論も全然わからない状態なので、今ちょっとお答えは控えさせていただきたいと思います。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 植村元町長の代になりまして、あそこを掘削をして調査をしました。しましたね。あれは植村さんのときに掘削をしたんじゃないかなと思うんですが、あれはどうして掘削をすることになったんですか。どういうきっかけであそこを、あそこに産業廃棄物があるんじゃないかということで掘削をすることになったかと思うんですが、どういうきっかけであそこを掘削することになったのか。また、掘削したちょっと詳細についてね、今そこに資料があるんだったら説明を受けたいですし、一カ所から出てきたと言いましたが、どういう範囲で、どの深さでどう調べたのか、その辺についてもちょっとお聞きをしたいんです。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 先ほどの答弁では、平成21年1月26日に掘削をしましたということで、私、回答させていただきましたけども、私、21年1月26日

には、ここにちょっと在籍してなかったの、その経緯であるとか、したということとは調べましたけども、出たということも回答させていただきましたけども、その詳細まではちょっと把握してませんので、またちょっと担当者と確認しまして、わかることをお答えさせていただきたいと思いますので、御理解よろしくお願ひします。

- 議長（新澤良文君）　ちょっと、そやけど、これ事前通告しとんのやから、回答それまで詳細ぐらい調べとけやという話やで、これ。事前通告書に入っとるやろう。ちょっと暫時休憩します。

午後　４時１２分　休憩

午後　４時１４分　再開

-
- 議長（新澤良文君）　調べとけ、という話や。

- ８番（新澤明美君）　そもそも、これ今経過をはっきりさせる中でね、やっぱり早く解決をしていく。何で解決しやなあかんかといったら、住民のやっぱり日々の暮らしとね、やっぱり健康を守るために、やっぱりやらなくちゃいけないのが議会と町政の役割ですからね、それを果たすために一つ一つ検証しながら一つ一つ潰していくということが必要かと思います。

あと詳細についてお願いしたいのと、あと、これは大字から要望書が出て、今度そちらの開発公社で協議もするということですが、町の中であちこちでという状況もあるわけですし、これ全国的な課題となっているのが現状です。そういう中で、地元から出ている要望については、地元だけの問題ではないと思うんですね。あと、これを解決していく上では地元の要望書、以前も議長も地元の要望書をぜひ全体の議員に開示をして、みんなで解決していこうやないかという、そういうお話もありました。当然のことやと私も思います。そういう意味から、議員の皆さんにどんな要望書が出て、どういう解決をしていいたら一番いいのかということやね、するためにも、そういう要望書の開示もした上で、一緒に解決をしていただきたいなと思いますので、お願いできますでしょうか。

- 議長（新澤良文君）　芦高総務課長。

- 総務課長（芦高龍也君）　今、新澤議員から、いろいろ意見いただきましたけども、我々も誠心誠意尽くしまして調査しまして、また報告できるようにいたしますので、よろしくお願ひいたします。

- 議長（新澤良文君）　新澤議員、５分前です。

○ 8 番（新澤明美君） 回答ありがとうございました。

○ 議長（新澤良文君） いいですか。

○ 8 番（新澤明美君） はい。

○ 議長（新澤良文君） それでは、新澤議員の持ち時間が、約 5 分残っております。

この持ち時間の範囲内で、関連質問がございましたらお受けいたします。西川議員。

○ 2 番（西川侑壱君） すみません、新澤議員の質問時間をお借りして、御質問させていただきます。

一番の高齢者の移動手段、タクシーチケットの支給について、というところなんですけども、今まさにケアマネの方でも、高齢者の移動に関しては喫緊の課題だというふうに課題として上がっています。

その中で、今タクシーチケット、僕がちょっと知らないだけかもしれないんですけども、タクシーチケットという施策を選ばれた、なぜそれを選ばれたというのかを教えていただきたい。どんな施策が今羅列されてて、その中でなぜタクシーチケットを選ぶことになったのかというのをお答えいただきたいんですが、よろしいですか。

○ 議長（新澤良文君） 榊井福祉課長。

○ 福祉課長（榊井貞男君） このタクシーチケットをさせていただいた経緯でございますが、当初、確か二、三年前だったと思うんですけども、議会におきまして集落支援員を活用した交通手段の確保ということで決議をされました。当時はそういった集落支援員を活用した送迎とか、そういったもので当時の議員の方々とも検討を進めてまいりました。ところが、いろいろ検討する中でコロナ禍ということになりまして、なかなか集落支援員による送迎とか、あるいはその前段階として、集落支援員によって、まず対象者の方を訪問してアンケート調査をしようかという話もございましたけども、コロナ禍ということでそれも難しいということで、まずは幅広くいろんな場で御利用していただけるために、まずタクシーチケットによる方法はどうかということで御提案もいただきまして、そういったことも踏まえながら昨年の 9 月議会に上程をさせていただきまして、可決をいただいたものでございます。以上でございます。

○ 議長（新澤良文君） 西川議員。

○ 2 番（西川侑壱君） 何度もすみません。タクシーチケット以外に検討されているような施策はありますか。

○ 議長（新澤良文君） 榊井課長。

当時のこと、これからこと。当時のこと。

○2番（西川侑壱君） これからのことを聞きたい。ごめんなさい。これからのことを聞きたいです。

○議長（新澤良文君） これからね。

○2番（西川侑壱君） どういう施策が今検討されてるか、というのを聞きたい。

○福祉課長（梶井貞男君） 今のところはですね、まだタクシーチケット、このタクシー利用券方式というのをまず試行期間という形でさせていただいています。それをまたさらに延長という形で4月、それから今回の議会でまた10月以降もお願いしたいなと思ってますけども、もちろん移動手段の確保、かなり重要な施策ということで、またいろんな手法は実際あると思います。ただ、本町におきまして持続可能なものは何かとか、あるいは幅広く御利用いただけるものは何か、ということもございまして、このタクシーチケットをまずさせていただいたというものでございませぬ。今すぐ何か別の手だてを検討してるようなこと言われますと、まずは今やっておりますタクシーの利用券方式の検証とか、そういったものをさせていただくということをまずさせていただいてるのが今の実情でございませぬ。

○議長（新澤良文君） 西川議員。

○2番（西川侑壱君） すみませぬ。この課題に関しては、これから多々検討していかなければいけない課題だと思っていて、僕の方でも考えていかなければいけないなと思ってるのは、自治体でのボランティアでの送迎していただくとか、小型の車とかを何台か回すような施策とか、あとシニアカーの購入補助だとか、いろんな施策の、デマンドタクシーもそうや、と思うんですけども、あると思うので、その辺りまた一緒に検討していければと思います。すみませぬ。ありがとうございます。

○議長（新澤良文君） 新澤議員の持ち時間が約3分残っております。関連質問がございましたらお受けいたします。ございませぬか。

〔「なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） それでは、これもちまして、8番、新澤議員の質問を終わります。

以上をもちまして、本日通告いただきました一般質問を終了いたします。

本日、予定しておりました日程は全て終了いたします。

これもちまして、散会といたします。散会。

午後 4時23分 散会